

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年3月27日

【事業年度】 第10期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

【会社名】 BASE株式会社

【英訳名】 BASE, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役CEO 鶴岡 裕太

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03-6441-2075

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員CFO 原田 健

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号

【電話番号】 03-6441-2075

【事務連絡者氏名】 取締役上級執行役員CFO 原田 健

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (百万円)	2,352	3,849	8,288	9,931	9,739
経常利益又は経常損失 () (百万円)	798	455	747	960	1,495
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 () (百万円)	854	459	584	1,194	1,732
包括利益 (百万円)	854	459	583	1,189	1,729
純資産額 (百万円)	1,737	3,158	16,217	15,105	13,501
総資産額 (百万円)	6,951	10,458	28,505	31,991	31,278
1株当たり純資産額 (円)	85.80	30.94	147.84	135.48	118.81
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	23.69	7.75	5.64	10.80	15.46
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)			5.20	-	-
自己資本比率 (%)	25.0	30.2	56.9	47.2	43.2
自己資本利益率 (%)			6.0	-	-
株価収益率 (倍)			346.3	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	400	870	3,128	1,782	1,706
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	338	51	471	21	28
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,022	1,879	12,419	21	26
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	4,408	7,195	22,271	24,053	22,344
従業員数 (名)	116	136	162	211	266

- (注) 1. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第7期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 自己資本利益率については、第6期、第7期、第9期及び第10期は親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 第6期の株価収益率は、当社株式は非上場であるため記載しておりません。また、第7期、第9期及び第10期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
5. 当社は2019年8月31日付で普通株式1株につき400株、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () 及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 第9期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第8期以前についても百万円単位で表示しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用してお

り、第10期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月	2022年12月
売上高 (百万円)	1,982	3,198	7,321	8,420	7,635
経常利益又は経常損失() (百万円)	613	272	887	860	1,446
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	854	276	380	1,147	1,779
資本金 (百万円)	1,325	2,275	8,513	8,552	8,614
発行済株式総数 (株)	47,055	20,413,800	21,939,400	111,500,749	113,631,964
普通株式	18,041	20,413,800	21,939,400	111,500,749	113,631,964
A種優先株式	4,510				
B種優先株式	3,980				
C種優先株式	3,106				
D種優先株式	9,299				
E種優先株式	8,119				
純資産額 (百万円)	1,737	3,361	16,217	15,152	13,501
総資産額 (百万円)	5,111	7,670	25,945	28,390	25,819
1株当たり純資産額 (円)	85.80	32.94	147.84	135.90	118.81
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	()	()	()	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円)	23.69	4.65	3.67	10.37	15.88
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)			3.39	-	-
自己資本比率 (%)	34.0	43.8	62.5	53.4	52.3
自己資本利益率 (%)			3.9	-	-
株価収益率 (倍)			531.6	-	-
配当性向 (%)				-	-
従業員数 (名)	96	115	140	186	250
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	- (-)	- (-)	556.1 (107.4)	175.5 (121.1)	67.2 (118.1)
最高株価 (円)		1,967	17,240	2,309 (14,500)	648
最低株価 (円)		1,169	774	592 (7,550)	232

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
2. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。また、第7期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 自己資本利益率については、第6期、第7期、第9期及び第10期は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
4. 第6期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第7期、第9期及び第10期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 株主からの取得請求権の行使を受けたことにより、2019年8月14日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて会社法第178条の規定に基づき、2019年8月15日開催の取締役会決議により消却しております。なお、当社は、2019年8月28日開催の臨時株主総会により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
7. 当社は2019年8月31日付で普通株式1株につき400株、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズにおける株価を、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、2019年10月25日をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
9. 当社は2021年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第9期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
10. 当社株式は、2019年10月25日をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は第8期以降を記載しております。
11. 第9期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第8期以前についても百万円単位で表示しております。
12. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社代表取締役CEOであり創業者の鶴岡裕太は、Eコマースの課題となっていた決済機能の導入に係る審査期間を短縮すること、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術を使わずに、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップが作成できる仕組みを提供することを目的として2012年12月にBASE株式会社を設立しました。

当社設立以降の企業集団に係る沿革は、下記のとおりであります。

年月	概要
2012年12月	東京都港区六本木において、BASE株式会社を設立 ネットショップ作成サービス「BASE(ベース)」の提供開始
2014年3月	ネットショップ作成サービス「BASE」にて、独自の決済システム「BASEかんたん決済」の提供開始 及び「BASEかんたん決済」にて「クレジットカード決済」の提供開始
2014年6月	本社を東京都渋谷区道玄坂二丁目10番12号に移転 ネットショップ作成サービス「BASE」の「BASEかんたん決済」にて、「コンビニ決済・Pay-easy(ペイジー)決済」の提供開始
2014年12月	オンライン決済サービス「Pureca(ピュレカ)」を開発するピュレカ株式会社株式を取得し、子会社化(2018年5月に清算)
2015年3月	ネットショップ作成サービス「BASE」の「BASEかんたん決済」にて、「銀行振込決済」の提供開始
2015年6月	本社を東京都渋谷区道玄坂二丁目11番1号に移転
2015年9月	オンライン決済サービス「PAY.JP」の提供開始
2015年12月	ネットショップ作成サービス「BASE」の「BASEかんたん決済」にて、「後払い決済」の提供開始
2016年6月	ID決済サービス「PAY ID」の提供開始
2017年9月	ネットショップ作成サービス「BASE」の「BASEかんたん決済」にて、「キャリア決済」の提供開始
2018年1月	オンライン決済サービス「PAY.JP」、ID決済サービス「PAY ID」の事業部門を分社化し、PAY株式会社(現、連結子会社)を設立 新規事業として金融サービスを行うことを目的に、BASE BANK株式会社を設立
2018年6月	渋谷マルイに、リアル店舗出店スペース「SHIBUYA BASE」をオープン
2018年9月	本社を東京都港区六本木三丁目2番1号に移転
2018年12月	資金調達サービス「YELL BANK」の提供開始
2019年10月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年11月	ネットショップ作成サービス「BASE」の「BASEかんたん決済」にて、「PayPal決済」の提供開始
2020年10月	ラフォーレ原宿に、リアル店舗出店スペース「BASE Lab.」をオープン
2021年3月	ネットショップ作成サービス「BASE」の「BASEかんたん決済」にて、「Amazon Pay決済」の提供開始
2021年6月	渋谷モディに、リアル店舗出店スペース「SHIBUYA BASE」を移転リニューアルオープン
2021年11月	購入者向けショッピングサービス「Pay ID」の提供開始
2022年1月	BASE BANK株式会社を吸収合併
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所マザーズ市場からグロース市場に移行 ネットショップ作成サービス「BASE」において、月額有料の「グロースプラン」を提供開始

3 【事業の内容】

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、ネットショップ作成サービス「BASE」を提供するBASE事業、オンライン決済サービス「PAY.JP」を提供するPAY事業、「BASE」を利用するショップオーナーに対して事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」を中心としたその他事業を展開しており、これらのサービスを通じて、個人及びスモールチームをエンパワーメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。なお、当社グループは、当社及び連結子会社であるPAY株式会社で構成されており、当社がBASE事業及びその他事業を、PAY株式会社がPAY事業を展開しております。

(1) BASE事業

「BASE」は、ストアフロント型のネットショップ作成サービスを提供し、ものづくりを行う個人にとどまらず、ビジネスを展開する法人、地方自治体をはじめとする行政機関にもご利用頂いているサービスです。「BASE」は、専門的なWebサイト構築やWebデザインの技術がない方でも、当社が提供するデザインテンプレートや、ノーコードでショップのカスタマイズが可能なショップデザイン機能を使うことで、誰でも簡単にデザイン性の高いネットショップを作成することができます。また、ネットショップ運営の課題となっていた決済機能の導入に係る時間を短縮する仕組みとして、当社独自の決済システム「BASEかんたん決済」を提供し、ネットショップの開設から決済機能の導入までをワンストップで提供することで、これまでネットショップの作成時間、運営費用、Web技術など様々な理由で、ネットショップを始めることが困難だった方でも、手軽にネットショップの開設・運営を始めることができる仕組みを構築しております。

なお、「BASE」の主な特徴は、以下のとおりであると考えております。

A) 全てのショップに最適な料金体系

ネットショップの初期導入費用及び月額運営費用が無料の月額無料プランでは、ネットショップの作成から運営まで無料でできるため、誰でもかんたんにネットショップの開設・運営を始めることができます。さらに、成長意欲が高く、売上規模が大きなショップは、サービス利用料を固定金額で支払う月額有料プランを利用することでランニングコストを抑制することが可能です。

なお、月額無料プランは「スタンダードプラン」、月額有料プランは「グロースプラン」として提供しております。

	月額無料プラン	月額有料プラン
サービス利用料	決済金額に対して3.0%	月額 5,980円
決済手数料	決済金額に対して3.6%~ + 1回あたり40円	決済金額に対して2.9%~

(注) ショップの売上代金を引き出す際に、別途引出申請手数料を受領しています。

B) 「BASEかんたん決済」

当社独自の決済システム「BASEかんたん決済」は、クレジットカード決済、コンビニ決済・Pay-easy決済、銀行振込決済、後払い決済、キャリア決済、PayPal決済、Amazon Pay決済の7つの決済方法を、最短翌営業日からという短い時間で、「BASE」により開設したネットショップに導入することができます。一般的に、ネットショップを始める際には、ネットショップの開設の他に決済機能の導入も併せて行う必要があり、ショップオーナーは、決済会社との間で、別途個別契約の締結や銀行口座の用意が必要など、ネットショップの運営開始までの間に煩雑な手続きを行わなければなりません。「BASE」を用いてネットショップ開設をしたショップオーナーは、これらの煩雑な手続きを行うことなく、「BASEかんたん決済」の利用申請を行うだけで、決済機能を導入することができます。なお、「BASEかんたん決済」は、エスクロー決済(注)であり、「BASE」を利用しているショップとそのショップで買い物される購入者とが安心して取引できるよう、当社が仲介することで取引の安全性を確保しております。

(注) エスクロー決済とは、取引の安全性を確保するための仲介サービスです。

C) 誰でもかんたんに使える機能

「BASE」では、はじめての方でもかんたんに使えるシンプルな標準機能に加え、多様なニーズに合わせてショップをかんたんに拡充できる拡張機能「BASE Apps」等を提供しております。ネットショップ運営に必要な基本機能は、標準機能としてすべてのショップに対して提供しており、はじめてネットショップを作成される方でもかんたんに操作することができます。また、「BASE Apps」は「BASE」をより便利にご利用頂くための拡張機能であり、目的や必要に応じてネットショップの機能をかんたんに拡充できるシステムです。「BASE Apps」をご利用頂くことによって、ショップの成長に伴うニーズの多様化に対応することが可能になります。「BASE Apps」では、2022年12月末現在、86種類の拡張機能を用意しており、主な拡張機能は以下のとおりであります。

機能名称	内容	区分
Instagram販売	BASEの商品とInstagramを連携することで、Instagramの投稿に商品をタグつけて、BASEの商品販売ページへ直接リンクさせることができます。	無料
Instagram広告	BASEの商品をInstagram広告として配信し、BASEの商品販売ページへ直接リンクさせることができます。	無料
Google商品連携・広告	Googleの商品管理サービスであるGoogle Merchant Centerのアカウントを作成し、BASEのショップや商品の情報を連携できます。また、Google広告をかんたんに配信することができます。	無料
TikTok商品連携・広告	ネットショップとTikTokクリエイティブツールを連携することで、ショップの商品画像を基にした動画広告を自動で作成し、TikTok上で掲載することができます。	無料
かんたん発送 (ヤマト運輸連携)	伝票作成不要で簡単に商品を発送することができます。	無料
スタッフ権限管理	ショップの運営情報へのアクセス範囲を指定した上で、複数のアカウントを発行できるため、スタッフを増員しても安全にショップを運営することができます。	無料
再入荷自動通知	商品の再入荷に関するショップオーナーの問い合わせ対応の負担を軽減できます。	無料
BASEロゴ非表示	BASEのロゴを非表示にすることができます。	有料
独自ドメイン	ショップのURLをオリジナルのURLに変更することができます。	無料
予約販売	入荷前の商品を先行販売し、予約注文を受けることができます。	無料
コミュニティ	ネットショップを通じて会員制のコミュニティを作り、会員を募ることが可能になります。コミュニティでは、会員だけが購入できる限定商品の販売や、会員だけが閲覧できるクローズドページを提供することができます。	無料
抽選販売	抽選で、当選者にのみ商品を販売することができます。落選者を選択することができるので、人気商品の買い占め防止に役立てることが可能です。	無料

D) ショッピングサービス「Pay ID」

「Pay ID」は「BASE」で開設されたすべてのショップで使える、購入者向けのショッピングサービスです。オンラインでの購入をかんたんに行えるID決済機能と、ショップと購入者の持続的なリレーション構築をサポートするモバイルアプリによって、決済からアフターショッピングまで包括的にショッピング体験を向上します。BNPL（Buy Now, Pay Later）等の新たな決済体験の提供や購入者との関係性のサポートにより、ショップの新規顧客及びリピーター増加に寄与する機能開発に注力しております。

E) リアル店舗出店スペース

「BASE」のショップに対し、リアル店舗を出店し商品販売をする機会を提供しております。リアル店舗出店スペースでは、ショップに対して、百貨店等と連携して販売や接客ノウハウをサポートし、ブランドの認知度の向上や、新規顧客の獲得など、ネットショップに限らずブランドの商機を拡大する支援を実施しております。リアル店舗で商品やショップオーナーの魅力を伝えることで、インターネット上では出会えなかった新たなお客様との出会いの機会を創出し、ショップの魅力を広めることが可能となります。2022年12月末現在、東京都渋谷区の渋谷モディにおける「SHIBUYA BASE」及びラフォーレ原宿における「BASE Lab.」の提供により、「BASE」の出店ショップがリアル店舗を開設し、商品を販売しております。

「BASE」を利用しているショップオーナーの特徴は以下のとおりであります。なお、本特徴は、当社が2022年11月に実施したアンケート調査に基づいております（有効回答数2,815ショップ）。

A) 少人数でのショップ運営

ネットショップの運営人数は、「1名」が74.2%、「2名～4名」は24.8%であり、全体の9割以上が4名以下の少人数でネットショップを運営しております

B) 個人でのショップ運営

個人と法人の利用割合では、個人でネットショップを運営しているショップオーナーが73.3%、法人が26.7%であります。この結果について、当社では、法人はもちろんのこと、初期費用や月額費用が無料であり、商品が売れない時期からコストが先行するリスクなくネットショップ運営に挑戦できる環境が、個人やスモールチームの利用しやすさに繋がっていると考えております。

C) オリジナル商品の販売が多い

「BASE」で販売されている商品のうち、オリジナル商品を展開しているショップは77.1%であり、大半のショップがショップ独自の商品を販売しております。

D) ブランド意識が高い

自身のネットショップを「ブランド」として運営されているという認識を持っているショップオーナーが75.4%であり、ブランドを立ち上げる時代の流れが起きていると考えております。

E) ネットショップのPRや販促のためにSNSやプラットフォームの活用

自身のネットショップのPRや販促のために、ショップオーナーの84.4%がSNSやプラットフォームを活用しています。中でも最も利用されているSNSは4年連続で「Instagram」であり、当社が提供している「BASE Apps」におけるSNS等の外部プラットフォーム連携は、個人やスモールチームが運営するネットショップへの集客に役立てられる重要な機能と考えております。

<BASE事業のビジネスの流れ>

ネットショップを作成しようとする個人・事業者は、「BASE」を使用してネットショップを作成します。

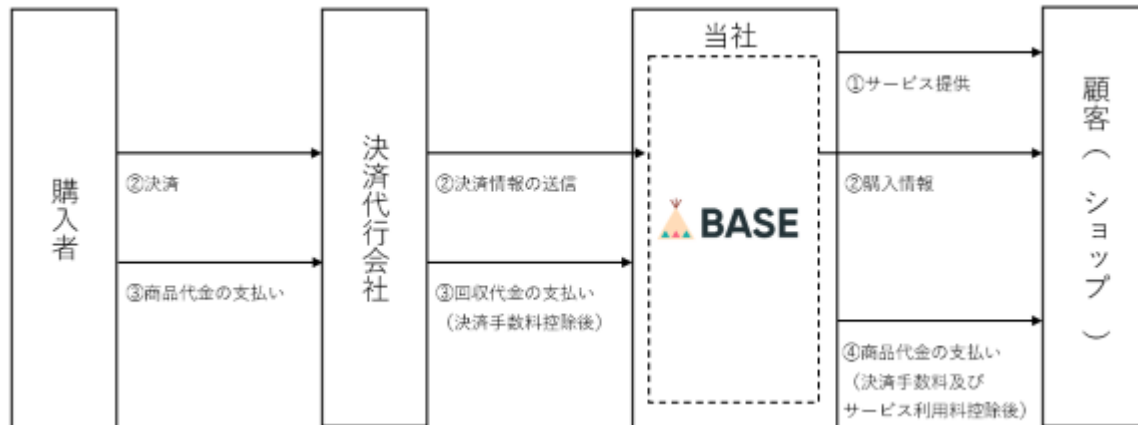
購入者(「BASE」を使用するショップで商品を購入する者)は、顧客(ショップ)が出品する商品の購入決済を行います。決済が行われると、業務提携先の決済代行会社を経由して決済情報が「BASE」に送信されます。ショップは「BASE」を通じて「購入情報」を受領します。

決済代行会社は、購入者から代金を回収し、決済手数料控除後、回収した代金を当社へ支払います。

当社は、決済手数料及びサービス利用料控除後の代金をショップへ支払います。(注)

(注) 月額有料プランの場合は決済手数料のみを控除し、サービス利用料月額5,980円は別途顧客(ショップ)に請求いたします。

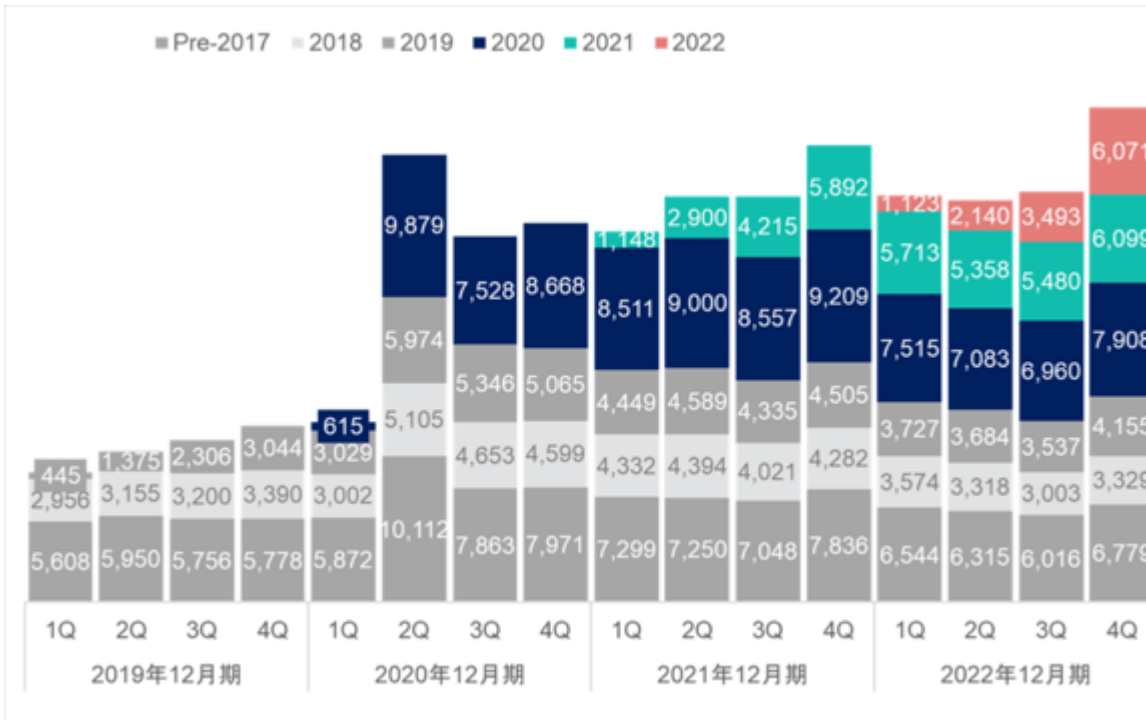
<事業系統図(BASE事業)>



<ビジネスモデル上の特徴 - ストック性の高いビジネスモデル>

BASE事業の主な収益は、「BASE」のショップの売上に対して発生する、決済手数料及びサービス利用料であります。そのため、ネットショップを開設後、継続的に「BASE」を利用することで、「BASE」の流通総額が増大し、当社売上の継続的な成長に寄与いたします。「BASE」におけるショップ開設年別の四半期流通総額(注)は、2022年12月期においては、リオープニングに伴うオンライン消費の反動減等により、COVID-19で一時的に押し上げられていた既存ショップの流通総額が縮小も、月額有料プランの提供等により、売上規模の大きなショップの継続率が向上し、流通総額は長期的には着実に積上げられております。これらストック性の高い顧客基盤が「BASE」の特徴です。

(単位：百万円)



(注) 四半期流通総額は、「BASE」での四半期ごとの流通総額(注文ベース)を記載しております。

なお、「BASE」の各種指標の推移は、以下のとおりであります。

年月	四半期流通総額 (注)1 (百万円)	月間平均流通総額 (注)2 (百万円)	月間平均売店数 (注)3 (ショップ)	1ショップあたりの 月間平均流通総額 (注)4 (円)	四半期流通総額 (決済ベース) (注)5 (百万円)
2018年3月	5,163	1,721	17,532	98,167	4,534
6月	5,947	1,982	19,326	102,589	5,225
9月	7,219	2,406	21,216	113,426	6,228
12月	8,760	2,920	23,183	125,968	7,856
2019年3月	9,007	3,002	24,770	121,218	7,792
6月	10,480	3,493	26,071	134,001	9,217
9月	11,263	3,754	27,811	135,000	10,049
12月	12,211	4,070	28,537	142,638	11,000
2020年3月	12,532	4,177	30,658	136,261	10,983
6月	31,071	10,357	49,715	208,328	27,582
9月	25,390	8,463	50,553	167,417	24,661
12月	26,302	8,767	51,558	170,051	24,488
2021年3月	25,739	8,579	54,742	156,734	23,956
6月	28,132	9,377	58,833	159,392	26,308
9月	28,175	9,391	60,856	154,329	26,476
12月	31,725	10,575	62,049	170,431	29,865
2022年3月	28,199	9,399	60,672	154,927	26,563
6月	27,898	9,299	61,455	151,322	26,496
9月	28,491	9,497	61,883	153,468	27,199
12月	34,343	11,447	65,516	174,736	32,187

- (注) 1. 四半期流通総額は、「BASE」での四半期ごとの流通総額(注文ベース)を記載しております。
2. 月間平均流通総額は、当該四半期における「BASE」での月間流通総額(注文ベース)の平均値を記載しております。
3. 月間平均売店数は、当該四半期における月間売店数の平均値を記載しております。月間売店数とは、1ヶ月間に売上が計上されたショップの数をいいます。
4. 1ショップあたりの月間平均流通総額は、月間平均流通総額を月間平均売店数で除した数値を記載しております。
5. 四半期流通総額(決済ベース)は、「BASE」での四半期ごとの流通総額(決済ベース)を記載しております。決済ベースの流通総額は、注文ベースの流通総額のうち、決済まで至った取引金額の総額であり、決済日が属する月に計上しております。注文から決済までタイムラグがあり、注文日と決済日がずれることによる月ずれの発生及びキャンセルの発生により決済まで至らない取引があることから、注文ベースの流通総額と決済ベースの流通総額の金額は差異が生じます。

(2) PAY事業

「PAY.JP」は、Webサービスやネットショップ（「BASE」により作成されたネットショップを除く）にクレジットカード決済を簡単に導入できるオンライン決済サービスです。

「支払いのすべてをシンプルに」というコンセプトのもと、個人・法人を問わずあらゆる開発者が導入しやすいシステム設計としており、「申請に時間がかかる」、「高い」、「使いにくい」という従来の複雑なオンライン決済サービスの問題を解決し、導入を圧倒的に簡単にすることで、オンライン決済の可能性を拡げ、人々のインターネットを通じた経済活動がこれまで以上に活発になるよう支援しております。

なお、「PAY.JP」の主な特徴は、以下のとおりであります。

A) シンプルな料金体系

料金体系は、以下の5つであります。

プラン	ベーシックプラン (注) 1	プロプラン (注) 2	PAY.JP Seed (注) 3	PAY.JP NPO (注) 4	PAY.JP Travel (注) 5
月額費用	0円	10,000円	0円	0円	0円
決済手数料 (注) 6	3.0%又は3.6%	2.59%又は3.3%	2.59%又は3.3%	1.5%又は3.3%	1.5%又は3.3%
支払いサイクル	15日及び月末締め半月後払い				

- (注) 1. 「ベーシックプラン」とは、月額費用なしのオーソドックスなプランです。
 2. 「プロプラン」とは、月間流通総額が数百万円以上の事業者向けのプランです。「ベーシックプラン」に比べて決済手数料率が安く、入金サイクルが早くなる月額課金のプランとなっております。
 3. 「PAY.JP Seed」とは、PAY.JP指定のベンチャーキャピタルや事業会社から投資を受けた方、または紹介を受けた方のみがご利用いただける、スタートアップ支援プログラムです。
 4. 「PAY.JP NPO」は、特定非営利活動法人(NPO法人)による寄付のクレジットカード決済のための特別プランです。
 5. 「PAY.JP Travel」は、旅行業・旅行代理店業を運営される企業様専用特別プランです。
 6. 決済手数料はクレジットカード会社により異なります。

B) 簡単な組込み

シンプルなAPI(注1)と豊富なライブラリ(注2)で、スムーズに決済機能を組み込むことができます。「PAY.JP」を使えば、最短で翌営業日からWebサービスやネットショップで決済機能を利用することができるようになります。その結果、ECサイト運営者にとって決済機能を導入する上で大きな負担となっていた、煩雑な手続きや審査時間を大幅に緩和することが可能です。

- (注) 1. Application Programming Interfaceの略語で、あるシステムで管理するデータや機能等を、外部のシステムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約のことです。
 2. 今あるWebサイトなどに簡単に組み込める状態で提供される便利なツールのことです。

C) 強固なセキュリティ

JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの国際クレジットカードブランド5社が共同で策定した、クレジットカード業界におけるグローバルセキュリティ基準であるPCI-DSS Version3.2.1に完全準拠した運用を行っており、公正で高いセキュリティレベルが認められております。また、実在性の疑わしい取引やチャージバック(注1)のリスクを軽減するためにリアルタイムですべての決済を監視しております。さらに、「PAY.JP」のクライアントライブラリを使えばカード情報はトークン化(注2)され、「PAY.JP」へ直接送信されるため事業者のサーバーでは、カード情報に触れることなく安全な決済をすることができます。

- (注) 1. チャージバックとは、購入者(クレジットカード保有者)が利用代金の支払いを不服とし、クレジットカード会社に注文取消(返金)を要求することを指します。
 2. 事業者がクレジットカード情報を扱わなくてもいいように、入力されたカード情報をトークンに置き換えて管理ができる仕組みです。

< 「PAY.JP」サービスのビジネスの流れ >

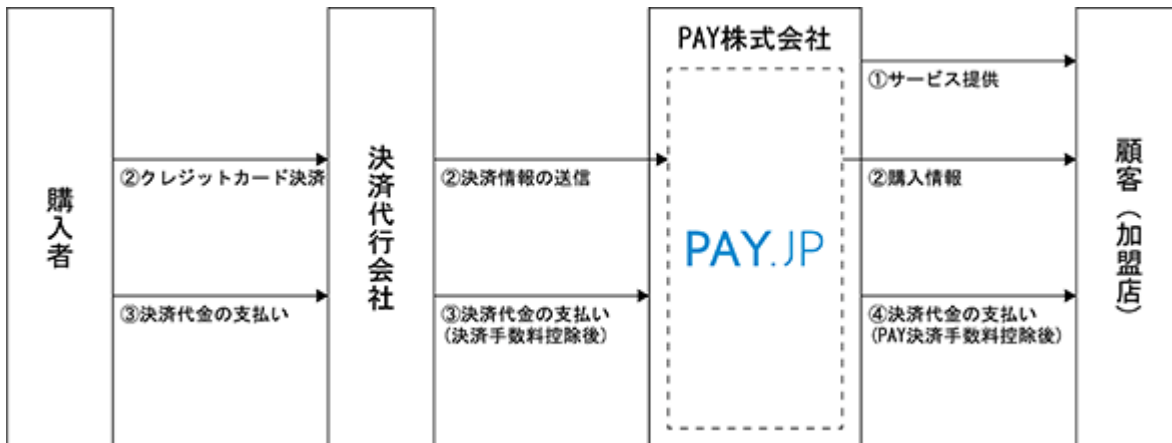
顧客(加盟店)がオンライン決済システムとして「PAY.JP」を導入します。

「PAY.JP」が導入されているECサイトで商品を購入する者が、クレジットカードを使用して決済を行います。決済が行われると、業務提携先の決済代行会社を経由して決済情報が「PAY.JP」に送信されます。加盟店は「PAY.JP」を通じて「購入情報」を受領します。

決済代行会社は、購入者から代金を回収し、決済手数料控除後、回収した代金をPAY株式会社へ支払います。

PAY株式会社は、決済手数料控除後の代金を加盟店へ支払います。

< 事業系統図(「PAY.JP」) >



なお、「PAY.JP」の各種指標の推移は、以下のとおりであります。

年月	四半期流通総額(注) (百万円)
2018年 3月	2,703
6月	3,175
9月	3,704
12月	4,092
2019年 3月	4,430
6月	6,244
9月	6,324
12月	6,926
2020年 3月	7,018
6月	7,820
9月	9,422
12月	11,808
2021年 3月	10,837
6月	13,446
9月	14,693
12月	16,293
2022年 3月	16,849
6月	18,444
9月	21,624
12月	23,844

(注) 四半期流通総額は、「PAY.JP」での四半期ごとの流通総額（決済ベース）を記載しております。

それぞれの事業における流通総額、売上高、売上総利益の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
BASE事業					
流通総額(注) 1	23,844	38,059	87,717	106,607	112,446
売上高	1,982	3,198	7,321	8,420	7,494
売上総利益	1,362	2,156	4,872	5,417	4,405
PAY事業					
流通総額(注) 2	13,675	23,925	36,069	55,271	80,762
売上高	369	644	939	1,448	2,103
売上総利益	33	67	92	144	219

- (注) 1. 流通総額は「BASEかんたん決済」の決済ベースの流通総額を記載しております。
 2. 流通総額は「PAY.JP」の決済ベースの流通総額を記載しております。

(3) その他事業

「YELL BANK」サービス

「BASE」を利用するショップオーナーから将来発生する債権を買い取るにより事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」等のサービスを展開しております。

「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用することで、「BASE」のショップの将来の売上を予測し、当該予測に基づき将来債権を買い取るによりショップオーナーに事業資金を提供する資金調達サービスであり、「BASE」のショップのさらなる成長をサポートいたします。

なお、「YELL BANK」の主な特徴は以下の通りであります。

A) 必要な金額がすぐに調達できる

「YELL BANK」が「BASE」のショップの将来債権を割り引いて購入することで、ショップオーナーは必要な事業資金をすぐに調達することができます。調達金額は1万円から1,000万円、割引率（サービス利用料）は1%から20%となります。

B) 支払いは商品が売れた時だけ

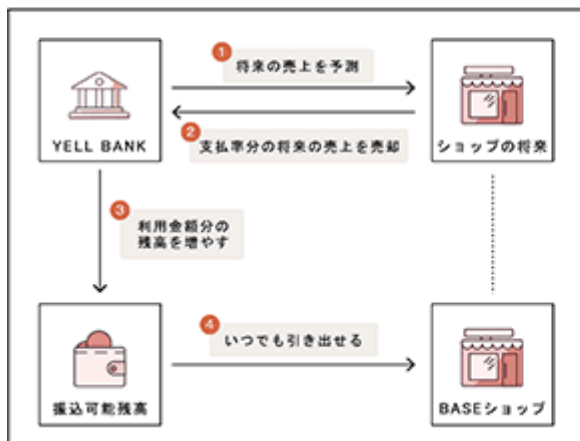
「YELL BANK」への支払いは、資金調達後、商品が売れた時だけ、支払率（将来債権のうち当社に譲渡した債権の割合）に応じて行われます。「YELL BANK」が買い取った将来債権が万一発生しない場合や、債権が発生したにもかかわらず回収できない場合、そのリスクを「YELL BANK」が負担するため、ショップオーナーは当該リスク無く「YELL BANK」を利用できます。

C) ショップ運営データによる将来債権の予測

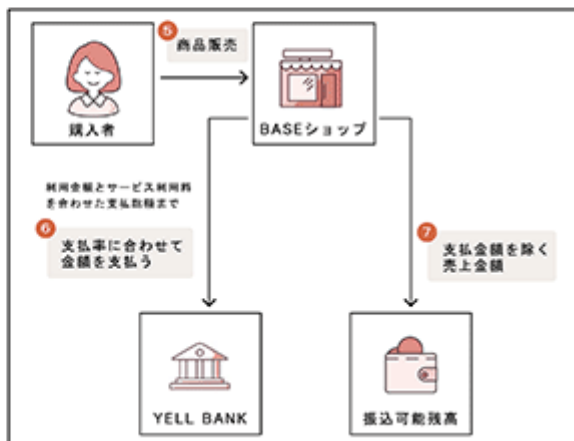
「YELL BANK」は、「BASE」のショップデータを活用して将来債権額を予測し、利用可能な条件を満たしたショップオーナーに対し本サービスを提供いたします。このため、既存の金融機関を利用できずにチャレンジに足踏みをしていたショップオーナーも、資金調達のチャンスを得ることが可能になります。

YELL BANK

資金調達の流れ



お支払いの流れ



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主な事業 の内容	議決権の所有 または被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) PAY株式会社 (注) 2、3	東京都港区	100	PAY事業	100.0	役員の兼任 2名 管理業務の業務受託 資金の貸付

- (注) 1. 「主な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社ではありません。
 3. PAY株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報においてPAY事業の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
BASE事業	236
PAY事業	16
その他事業	14
合計	266

- (注) 1. 従業員数は、他社から当社への出向者3名を除く就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。なお、出向者3名はBASE事業に所属しております。
 2. 従業員数は、当連結会計年度において55名増加しております。これは主にBASE事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2022年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(百万円)
250	33.3	2.7	6

セグメントの名称	従業員数(名)
BASE事業	236
その他事業	14
合計	250

- (注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除き、他社から当社への出向者3名を除く就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 従業員数は、当事業年度において64名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるほか、2022年1月1日付でBASE BANK株式会社を吸収合併したことに伴う人員の受入があったためであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、その達成を保障するものではありません。

(1) 会社の経営方針

当社グループは引き続き「Payment to the People, Power to the People.」のミッションのもと、個人及びスマイルチーム、スタートアップ企業をエンパワーメントすることは変わらず、すべての人が活躍できる社会基盤を提供してまいります。

(2) 経営戦略等

当社グループは、対象顧客の拡大及びグループ独自の付加価値を向上させることにより、グループの価値創造の最大化を図ってまいります。

BASE事業が提供する「BASE」とPAY事業が提供する「PAY.JP」の成長が、対象顧客の拡大に寄与し、BASE及びPAY事業が提供する「Pay ID」とその他事業が提供する「YELL BANK」の成長が、グループ独自の付加価値の向上に寄与します。

このように、従来は各プロダクトが独立して成長し、別個の付加価値を提供してまいりましたが、今後は各プロダクトの成長だけでなく、プロダクト間のシナジーも追及し、グループ全体での成長を目指してまいります。



<成長戦略>

BASE事業が提供する「BASE」

従来の、個人やスモールチームから圧倒的に選ばれるポジションは堅持することに加え、より幅広い売上規模のショップから選ばれるサービスを目指すことで、グループの対象顧客の拡大に寄与してまいります。そのため、以下の取組みに注力する方針です。

A) より幅広い売上規模のショップの獲得を目指すセールス&マーケティング

これまで、TVCM等の認知系マーケティングに積極的に投資してきた結果、高いサービス認知度を実現し、個人やスモールチームから圧倒的に選ばれるサービスとなりました。2022年12月期下半期以降、TVCM等の認知系マーケティングは縮小しておりますが、高い認知度を維持できていることを鑑み、2023年12月期も引き続き縮小を図る方針です。一方で、より幅広い売上規模のショップから選ばれるよう、ターゲットを絞ったセールス&マーケティング施策を強化してまいります。

B) ショップの売上成長をサポートするプロダクトの強化

はじめての方でもかんたんにネットショップを始められるだけでなく、売上のさらなる成長を目指したい方のニーズにも対応できるプロダクトの提供を目指し、ストアフロント型ネットショップに必要な、販売促進及びCRM等をサポートするサービス及び機能を提供してまいります。

「BASE」のショップの大半が、販売促進のためにSNSを活用しており、「BASE」が提供しているSNS連携機能も多くご利用いただいております。今後は当機能をより有効に活用いただけるようサポートを強化してまいります。

また、ショップと購入者の関係構築をサポートすることを目的に、標準機能として提供しているCRM等の拡充を図ってまいります。

さらに、購入者向けのショッピングサービス「Pay ID」のモバイルアプリでは、購入者に対してショップのフォロー機能等を提供することにより、ショップのリピート購入の増加にも貢献しております。今後は「BASE」独自の購入者向けサービスである「Pay ID」をより有効にご活用いただけるよう、サービス及び機能の拡充を図ってまいります。

PAY事業が提供する「PAY.JP」

「PAY.JP」は、シンプルなAPIと豊富なライブラリで、Webサービスやネットショップに、スムーズにクレジットカード決済を組み込むことができるオンライン決済サービスであり、主にスタートアップ企業やベンチャー企業をターゲットにサービスを提供してまいりました。

今後も、これらの企業をターゲットとして新規加盟店を獲得し、既存加盟店に継続利用いただけるよう、マーケティング及び営業活動を進めるとともに、プロダクトの強化を図ることにより、グループの対象顧客の拡大に努めてまいります。

A) 新規加盟店の獲得

シンプルなAPI等のプロダクトの強みを拡充することにより、引き続きオーガニックでの新規加盟店の獲得を目指します。さらに、営業代理店制度及びWebマーケティング等にも注力し、新たな獲得経路も開拓してまいります。

B) 既存加盟店の継続利用

セキュリティの強化等を目的とした機能開発に加え、主に大規模加盟店等を対象としたサポート体制の構築により、既存加盟店に継続的にご利用いただけるよう努めてまいります。

PAY事業が提供する「Pay ID」

「Pay ID」は、ID決済の提供により、購入者のショッピング体験をサポートするショッピングサービスで、登録者数は2022年12月現在、1,000万人を突破しております。今後は、BASEグループのショップ及び加盟店と、購入者双方に対するサービス及び機能の拡充により、グループ全体の付加価値の向上を図ってまいります。

A) BNPL機能の提供

2023年春に、グループ独自の後払い決済「あと払い(Pay ID)」の提供を開始いたします。「Pay ID」が保

有する、過去の取引履歴・評価情報といった付加価値の高いデータを活用し、グループ独自の決済ネットワークを構築してまいります。

B) 「PAY.JP」等への横展開

「Pay ID」は、現在はBASE事業の「BASE」で開設されたショップでのお買い物にのみご利用いただけるサービスですが、将来的にはPAY事業の「PAY.JP」等への横展開も目指してまいります。

その他事業が提供する「YELL BANK」

資金調達サービス「YELL BANK」は、当社グループのショップ及び加盟店等のキャッシュフローの早期化をサポートすることにより、グループ全体の付加価値の向上を図ってまいります。

まずは、BASE事業の「BASE」のショップを対象としたマーケティング及び機能開発等により、「YELL BANK」の利用を促進し、将来的にはPAY事業の「PAY.JP」の加盟店等への横展開も目指してまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社グループでは、売上総利益（売上高から流通総額に応じて決済会社へ支払う決済手数料を控除した金額）の成長を重視した経営を行っております。

当社グループの主な収益は、BASE事業においては、BASEショップの流通総額に対して発生する決済手数料及びサービス利用料であり、PAY事業においては、PAY.JP加盟店の流通総額に対して発生する決済手数料であります。そのため収益の源泉である流通総額の最大化と、さらに提供するサービスの高付加価値化及び売上原価の低減により実現される売上総利益の最大化を目指しております。

(4) 経営環境

国内の電子商取引（BtoC-EC）市場は、ネット上での販売商品の多様化、市場参加者の増加、物流事業者による配達時間の大幅な短縮化、スマートフォンの普及、SNSによる情報流通量の増加等を背景に引き続き順調な市場拡大が見込まれております。経済産業省発表の「令和3年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、BtoC-ECの市場規模は2021年時点で約20.6兆円（物販系約13.2兆円、サービス系約4.6兆円、デジタル系約2.7兆円）となっております。当社設立の2012年の市場規模は約9.5兆円であり、2012年から9年間で市場規模は2倍を超え大きく成長しております。

また、昨今のSNSの普及により、購入者はネットショップで何らかの商品・サービスを購入する際に、その商品・サービスの販売者と直接交流をして商品・サービスの情報を取得したうえで、商品・サービスの「ユニークさ」や、ショップの世界観や販売者のパーソナリティに価値を見出して、購入するようになってきており、今後もSNSを活用した個人やスモールチームによる情報発信と個人同士のダイレクトな交流による商品販売の流れがさらに強まるものと考えております。

当社の「BASE」におきましても、オリジナル商品を販売するネットショップやブランド独自の世界観を有するネットショップに多数ご利用いただいております。今後想定されうる購入者の志向の変化にもタイムリーに対応可能であると考えております。

また、現在、電子決済普及拡大への取り組みは官民で非常に活発化しており、電子決済やキャッシュレス市場にとっては追い風が吹いている状況とも考えております。

一方で、2022年12月期においては、リオープニングに伴うオフライン消費の回復により、国内のオンライン消費が当社の想定以上に減速し、短期的には「BASE」にとって逆風の事業環境となっております。当社グループでは、こうした事業環境の変化にも機動的に対応し、現在の入手可能な情報に基づき最善の経営戦略を立案することで、企業価値の最大化に努めております。

(5) 対処すべき課題

上記の経営環境の下、当社グループが対処すべき課題として重点的に取り組んでいる事項は以下のとおりです。

サステナブルな社会の実現

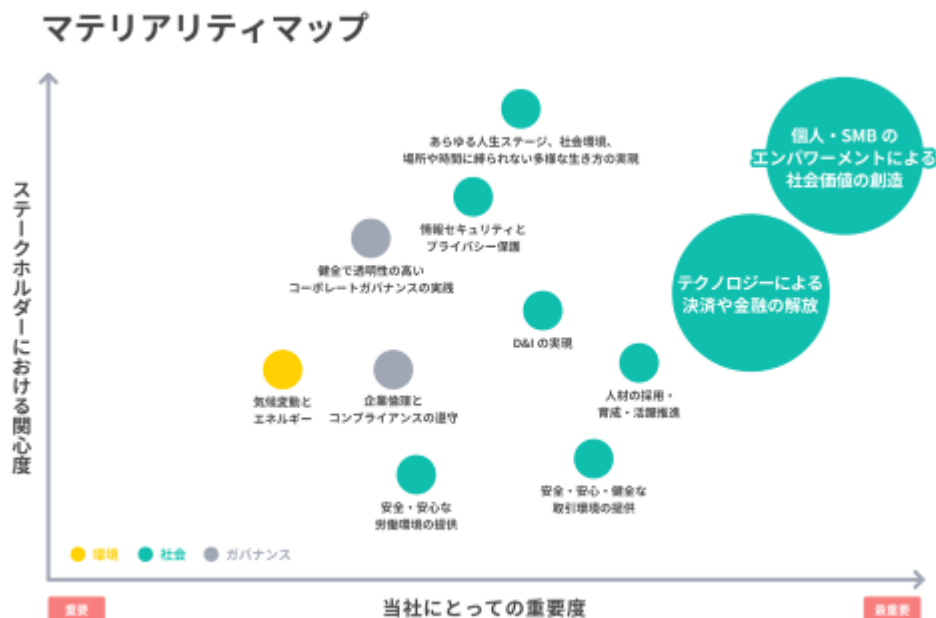
当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、インターネットテクノロジーによって、多くの方が必要としながらもまだ享受できずにいる決済や金融領域へのアクセシビリティを高め、これにより個人やスモールチームをエンパワーメントすることで、すべての人が活躍できる社会の実現を目指して企業活動を行っております。当社グループは、1日も早いミッションの実現を目指して、社会に開かれた決済・金融を提供するプラットフォームとしての責任と役割に向き合い、サステナブルな社会を実現するためにグループ全体を通じてESGに関する取り組みを推進することが重要な課題であると考えております。

そのために、サステナビリティ委員会を設置し、当該委員会においてサステナビリティに関する事項の審議、推進施策の遂行状況のモニタリングを行い、定期的に取締役会に報告することで、ESGに関する取り組みを推進する体制を確保しております。

今後も、2022年に特定した重点課題であるマテリアリティに関する取り組みを中心に、ESGに関する取り組みを推進してまいります。

気候変動について、当社グループは2023年3月にTCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）による提言への賛同を表明いたしました。今後は、気候変動が事業にもたらすリスクや機会についての分析と対応を強化し、情報開示を進めてまいります。

なお、特定したマテリアリティは以下の通りです。



開発力・技術力の強化

当社グループの事業はインターネット業界と深くかかわっており、競争力のあるプロダクトをEC市場へ提供していくためには、その情報技術やサービスをタイムリーに採用し、常に新しいプロダクトを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。

そのために、EC環境の変化や当社グループのサービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いプロダクトを提供してまいります。

人材の育成

当社グループが持続的に成長するためには、人材の育成が重要な課題であると考えております。

そのため、教育体制や人事制度の整備、D&Iの推進を進め、人材の定着と能力の底上げを行ってまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは今後もより一層の事業拡大を目指しており、社会的責任を果たし、持続的な成長と企業価値の向上を図るために、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

そのため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会を設置の上、業務運営上のリスクの把握及び管理の実施、役員員に対する定期的な研修等による啓蒙活動の実施、定期的な内部監査の実施等によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っております。

サービスの安全性・健全性の確保

当社グループは、取引の場を提供する事業者として、ショップ運営者や購入者をはじめとするあらゆるステークホルダーが安心して取引を行うことができるよう、サービスの安全性・健全性を確保することが重要な課題であると考えております。

そのため、365日対応の専門部署を設置し、サービスの安全性・健全性を確保するための取り組みを進めております。具体的には、当社が保有する取引データの機械学習の活用等による分析やクレジットカード会社の不正配送先データベースの活用により、不正決済や不適切な商品の販売を検知・防止することで、サービスの安全性・健全性の確保を図っております。

筋肉質な財務体質への転換

当社グループは、従来、サービスの急成長に合わせて、プロモーション費及び人件費に大きく投資することに

より、BASE事業の流通総額（GMV）のさらなる成長に注力してまいりました。

今後につきましては、事業環境の変化及び事業戦略の進捗等を踏まえた経営方針の見直しに伴い、グループ全体の売上総利益の成長に注力してまいります。同時に、マーケティング方針の転換に加え、従業員の生産性向上にも注力し、販管費も削減することによって、筋肉質な財務体質への転換を図ってまいります。

情報管理体制の強化

当社グループが提供するサービスにおいては、サービス利用者の個人情報はじめとした様々な情報を預かっており、これらの情報を適切に管理するための体制強化が重要な課題であると考えております。

そのため、情報セキュリティ基本規程等の社内規程を制定し、これらに基づいて情報の適切な管理を徹底しております。また、情報セキュリティに関する専門部署の設置や、情報セキュリティ委員会を定期的開催し情報セキュリティ上のリスクの洗い出し等を行うことによって情報セキュリティ対策の強化を図っております。今後も、グループ全体の教育・研修の実施やシステムの強化・整備を推進し、情報管理体制を強化してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下のとおり記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については積極的に開示することとしております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境について

電子商取引(BtoC-EC)市場及びオンライン決済サービス市場について

経済産業省発表の「令和3年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」によると、BtoC-ECの市場規模は2021年時点で約20.7兆円（物販系約13.3兆円、サービス系約4.6兆円、デジタル系約2.8兆円）となっております。当社設立の2012年の市場規模は約9.5兆円であり、2012年から9年間で市場規模は2倍を超え大きく成長しております。

また、株式会社野村総合研究所発表の「2026年度までのICT・メディア市場の規模とトレンドを展望」によると、電子マネーや各種カードにより支払いをキャッシュレスで行うスマートペイメント(企業と個人間での商取引における電子的な決済手段)の市場の取扱高は2026年において147.8兆円に達する見通しです。

しかしながら、契約当事者の顔が見えず相手方の特定や責任追及が困難なこと等から悪質商法が行われやすい環境であり、電子商取引やオンライン決済サービスをめぐる新たな法的規制や個人消費の減退等により電子商取引やオンライン決済サービス自体が消費者に受け入れられない場合、電子商取引やオンライン決済サービスの普及の低迷や電子商取引やオンライン決済サービス市場の停滞が懸念されます。この場合、電子商取引やオンライン決済サービス市場規模と密接な関係にある当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、リオープニングに伴うオフライン消費の回復が、国内のオンライン消費にマイナスの影響を与える状況が、政府の政策等により当社グループの想定を超えて継続する可能性や、想定よりも大きな影響を与える可能性があります。

競合について

当社グループの事業が属する電子商取引市場においては、ネットショップ作成サービスやショッピングアプリの開発・提供、及び決済代行サービス等のいずれの分野でも現在複数の競合会社が存在しており、相互に競争関係にあり、機能競争、価格競争が活発化しております。当社グループは引き続き、創業以来培ってきたノウハウを活かし、サービスの機能強化等に取り組んでいくほか、大手企業にはないサービスの開発に注力することで、差別化を図ってまいります。

しかしながら、当社グループと同様のサービスを提供する事業者の参入増加や、資本力、ブランド力、技術力を持つ大手企業の参入、競合他社の価格競争力、サービス開発力、又は全く新しいビジネスモデルや技術によるサービスを提供する事業者の参入等により、当社グループのサービス内容や価格等に優位性がなくなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

同様に、オンライン決済サービス市場においても、複数の競合他社が存在しております。当社グループでは引き続き一歩先を行くスピーディーな事業展開と、プロダクト開発体制の強化を進めていくことで、他者との差別化を図ってまいります。

しかしながら、今後競合他社が当社グループのサービスを模倣・追随し、これまでの当社グループの特徴が標準的なものとなり差別化が難しくなること、これまでにない全く新しい技術を活用した画期的なサービス展開をする競合他社が出現することなどの事態が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

インターネット・情報セキュリティの技術革新は著しく、EC市場においても決済手段の多様化やスマートフォン利用の拡大等常に進化しております。当社グループでは、安心で便利なEC環境を創造するため、より堅牢なセキュリティの整ったサービスの追求・新たなサービスの開発を行い、競争力を維持するため技術革新への対応を進めております。

しかしながら、今後当社グループが新たな技術やサービスへの対応が遅れた場合、当社グループのショップオーナーや購入者に対するサービスが陳腐化し、その結果競合他社に対する競争力が低下する恐れがあり、そのような場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループが運営する「BASE」、「PAY.JP」及び「YELL BANK」では、加盟店の決済を円滑化するサービス、加盟店のキャッシュ・フロー改善に資する早期入金サービス、将来債権の買い取りによる資金調達サービス等を提供しており、これらのサービスは「個人情報の保護に関する法律」、「割賦販売法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「特定商取引に関する法律」、「資金決済に関する法律」等の適用を受けております。

当社グループでは、社内の管理体制の構築等によりこれら法令を遵守する体制を整備するとともに、当社グループのサービスを利用するショップに対しても、これらの法令遵守を促すよう利用規約に明記しております。また、規制当局の動向及び既存の法規制の改正動向等を踏まえ、適切に対応しておりますが、かかる動向を全て正確に把握することは困難な場合もあり、当社グループがこれに適時適切に対応できない場合や、当社グループが事業を展開するEC業界やオンライン決済サービス業界に関する規制等の新たな制定又は改定が行われた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等について

地震・雷・台風・津波・悪天候その他の自然災害、長時間の停電、火災、疫病・感染症の蔓延、放射能汚染、その他の予期せぬ自然災害が発生した場合、当社グループの事業の運営又は継続に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、感染症が拡大した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、政変、戦争、テロリズム、クーデター、外国軍隊からの一方的な攻撃又は占領、政府等による当社グループ設備の接収、第三者による当社グループ設備の不法占拠その他の事故によっても、当社グループの事業の運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、あらゆる事態を想定して事業継続のための計画策定等を進めておりますが、これらのリスクの発現による人的、物的損害が甚大な場合は当社グループの事業の継続自体が不可能となる可能性があります。

物価高騰

ウクライナ情勢の長期化、円安等に起因して物価が上昇しており、家計に与える影響が危惧される状況となっております。物価高騰により急激に消費行動が変化した場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業活動について

サービスの健全性維持について

当社グループの運営するサービスにおいては、ショップオーナーや購入者等のサービス利用者による法令により禁止されている物品の取引、詐欺等の違法行為、他人の所有権、知的財産権、プライバシー権等の権利侵害行為、法令や公序良俗に反するコンテンツの設置その他不適切な行為が行われる危険性が存在しております。かかる事態が生じることを防止すべく、当社グループのカスタマーサポートが随時、利用状況の監視や、利用規約に基づく警告・違法情報の削除等を行っております。

しかしながら、万が一、かかる事態が生じることを事前に防止することができなかった場合には、当社グループの運営するサービスの信用及びブランドイメージが低下し、ユーザー離脱等が発生する可能性があります。また、問題となる行為を行った当事者だけでなく、当社グループにおいても取引の場を提供する者として責任追及がなされるおそれがあり、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

不正利用に関するリスクについて

当社グループは、加盟店に対して簡単にクレジットカード決済を導入できる決済手段を提供しております。当社グループでは、ショップオーナーの債務不履行、購入者が第三者のクレジットカードを不正に利用する不正決

済を防止するために、365日対応の社内の担当部署により取引状況の監視を行うとともに、システムによる不正決済の検知を行っております。

また、当社グループでは、クレジットカード情報や住所等の購入者情報等を登録することで、都度クレジットカード番号や住所を登録することなく、IDとパスワードでログインするだけでスムーズに決済を行うことができるショッピングサービス「Pay ID」を提供しております。「Pay ID」にログインする際に二段階認証を要求する等の対応を行うことにより、第三者による不正ログインや、それに伴う不正決済が行われることを防止しております。

しかしながら、万が一、これらの事態を事前に防止できなかった場合、クレジットカード売上の取消しによる決済代行会社への売上金の返金、被害者から当社グループへの損害賠償請求、当社グループの信用の下落等による損害が発生し、業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティについて

当社グループは、第三者による当社グループのサーバー等への侵入に対して、ファイアーウォール等の情報システム対策を施すほか、専門のチームを設置することにより組織的な情報セキュリティ強化を推進しております。

しかしながら、悪意をもった第三者の攻撃等により顧客情報及び顧客の有する重要な情報を不正に入手されるといった機密性が脅かされる可能性、顧客サイトの改ざん等のデータの完全性が脅かされる可能性、及びいわゆるサービス不能攻撃によってサービス自体が提供できなくなる等のシステム障害の可能性があります。このような事態が生じた場合、当社グループに対する法的責任の追及、企業イメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

情報システムのトラブルについて

当社グループの事業は、24時間365日安定したサービスを提供する必要があります。そして、当社グループのサービスを構成しているプログラム及び情報システムは、通信ネットワークに依存しております。そのため、当社グループでは、サービスの情報システムの監視体制やバックアップ等の対応策をとっております。

しかしながら、災害や事故等の発生により通信ネットワークが切断された場合、急激なアクセス数の増大によりサービス提供のためのサーバーが一時的に作動不能になった場合、又はサーバーハードウェアに不具合が発生した場合には、安定したサービス提供ができなくなる可能性があります。この場合、当社グループの顧客への代金支払等に直接的な障害が生じる可能性があることから、信用低下や企業イメージの悪化等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

個人情報やクレジットカード情報の管理に係るリスクについて

当社グループは、事業を通じて取得した個人情報を保有しており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成したプライバシーポリシーに沿って個人情報を管理し、その遵守に努めております。また、PAY株式会社はクレジットカード情報を保有しているため、JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの国際クレジットカードブランド5社が共同で策定した、クレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準であるPCI-DSS Version3.2.1に完全準拠した運用でクレジットカード情報を管理しております。

しかしながら、不測の事態により個人情報が漏洩した場合や個人情報の収集過程で問題が生じた場合、クレジットカード情報が漏洩した場合には、当社グループへの損害賠償請求や当社グループの信用の下落等による損害が発生し、業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、インターネットビジネス業界における技術革新、知的財産権ビジネスの拡大等に伴い、知的財産権の社内管理体制を強化しております。

しかしながら、契約条件の解釈の齟齬、当社グループが認識し得ない知的財産権の成立等により、当社グループが第三者から知的財産権侵害の訴訟、使用差止請求等を受けた場合、解決まで多額の費用と時間がかかることにより、当社グループの業績及び今後の事業展開に影響を与える可能性があります。

新規サービスや新規事業について

当社グループでは、今後の更なる事業拡大と収益源の多様化を図るため、引き続き、積極的に新サービスや新規事業に取り組んでいく考えであります。これにより人材、情報システム投資や広告宣伝費等の追加投資が発生し、損益が悪化する可能性があります。また、新サービスや新規事業を開始した際には、その新たなサービス固有のリスクが加わり、当初想定とは異なる状況が発生することにより当初の計画通りに進まない場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

特定の業務提携先への依存について

当社グループが提供しております、クレジットカード決済を主とする決済代行サービスやオンライン決済サービスは、特定の業務提携先との契約によるものであります。これら業務提携先からの、手数料引き上げ要求、契約打ち切り、取引内容変更等が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、業務提携先が受領したネットショップ売上金の当社グループへの入金、何らかの理由で不能又は遅延した場合、当社グループのキャッシュ・フロー及び業績に支障をきたす可能性があります。

継続的な投資及び赤字計上について

当社グループが提供するサービスは、ものづくりを行う個人やビジネスを展開する法人等のためのネットショップの開設・運営の支援やオンライン決済サービス等の提供による決済プラットフォームの構築支援であります。当社グループのビジネスモデルは、これらサービスの認知度向上や顧客拡大のための投資を積極的に行い、当該プラットフォーム上での流通量の拡大に伴う収益の増加により、投資回収を図る形態のため、当社グループのサービスを拡大していくための開発人員の採用や広告宣伝活動等の先行投資が発生いたします。また、継続的な事業成長のためには、機能性や信頼性の面でより優れた決済プラットフォーム基盤の構築や更なる認知度の向上及び顧客拡大に取り組んでいかなければならないと考えております。

当社では設立以来、これらの取り組みを積極的に進め、開発人員を中心とした優秀な人材の採用、TVCMやインターネット広告等による認知度向上や顧客獲得のためのマーケティング活動等の継続的な投資を行ってきたこともあり、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響が顕著であった第8期を除き、経営成績は営業赤字を継続しております。また、当社の営業活動によるキャッシュ・フローは、顧客店舗等からの営業未払金及び営業預り金の増減による影響が大きく、当該営業未払金及び営業預り金を除くと営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスが継続している状況であります。

当社グループの各サービスは成長途上にあり、更なる企業価値の向上に向けて、販売費及び一般管理費の抑制に努め、筋肉質な財務体質への転換を図る方針ですが、来期についても営業赤字となる見通しであります。

(注) プロモーション費は、広告宣伝費と販売促進費を合計したものであります。

(第9期連結会計年度)

(単位：百万円)

	第1四半期 連結会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	第2四半期 連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	第4四半期 連結会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	2,237	2,446	2,492	2,754	9,931
うちBASE事業	1,944	2,082	2,087	2,306	8,420
うちPAY事業	286	353	384	424	1,448
うちその他事業	7	10	20	23	62
売上総利益	1,316	1,374	1,388	1,543	5,623
うちBASE事業	1,280	1,330	1,329	1,477	5,417
うちPAY事業	29	34	38	42	144
うちその他事業	7	10	20	23	62
販売費及び 一般管理費	1,302	1,658	1,608	2,030	6,601
うちプロモーション費	576	825	707	1,092	3,202
うち人件費	350	380	405	404	1,541
営業損益(は 損失)	13	283	220	487	977

(第10期連結会計年度)

(単位：百万円)

	第1四半期 連結会計期間 (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日)	第2四半期 連結会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	第3四半期 連結会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)	第4四半期 連結会計期間 (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)	連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	2,512	2,294	2,292	2,639	9,739
うちBASE事業	2,052	1,784	1,693	1,963	7,494
うちPAY事業	439	482	563	618	2,103
うちその他事業	20	28	35	57	141
売上総利益	1,382	1,124	1,030	1,200	4,737
うちBASE事業	1,323	1,054	943	1,083	4,405
うちPAY事業	44	49	58	66	219
うちその他事業	14	20	27	50	112
販売費及び 一般管理費	1,654	1,721	1,327	1,541	6,245
うちプロモーション費	581	565	236	288	1,671
うち人件費	456	511	540	553	2,062
営業損益(は 損失)	272	597	297	340	1,508

今後も、「Payment to the People, Power to the People.」というミッションを実現させるため、これまで以上に優秀な人材の採用・育成を行うとともに、知名度と信頼度の向上のための広報・PR活動、顧客獲得のためのマーケティング活動等を効率的に行っていくことで、収益力の更なる強化を図ることと併せて、営業黒字化への早期達成に向けた取り組みを行っていく方針であります。

しかしながら、想定通りに事業展開が進まず、先行投資を上回る収益が十分に創出できない場合や、環境の変化や競合他社の状況を踏まえて当初の想定以上に多額のマーケティング費用や開発費用の投入が必要となった場合は、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営体制に関するリスクについて

特定人物への依存について

当社代表取締役CEOである鶴岡裕太は、創業者であり、創業以来代表を務めております。同氏は、EC及びオンライン決済サービスに関する豊富な知識と経験を有しており、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループは、取締役会における役員の情報共有や経営組織の強化を図り、また、執行役員制度を導入することにより、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難となった場合は、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

人材に関するリスクについて

当社グループは、今後の成長戦略上必要なプロダクト開発計画の達成のため、従業員の育成、人材の採用を行うとともに業務執行体制の充実を図っていく方針ではありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

内部管理体制について

当社は、2012年12月に設立し、未だ成長途上にあるため、今後更なる事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。

しかしながら、事業規模に適した内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、今後の事業運営又は事業拡大に支障をきたし、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

(4) その他

税務上の繰越欠損金について

第10期連結会計年度末時点において、税務上の繰越欠損金が存在しております。当社グループの業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消した場合には、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社グループの業績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があります。

配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。

しかしながら、現在は成長途上にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元につながるという考えから、創業以来配当を行っておりません。

将来的には各期の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

新株予約権の行使及び株式の追加発行等による株式価値の希薄化について

当社グループでは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社グループの役員及び従業員等に対して新株予約権(インセンティブを目的とした新株予約権(ストック・オプション)を含む)及び譲渡制限付株式を付与しております。また、今後においても当社グループ役員及び従業員の士気向上や優秀な人材の確保を図るため、ストック・オプションの発行や譲渡制限付株式の発行を実施する可能性があります。

2022年12月末日現在において、これらの新株予約権による潜在株式数は3,368,000株であり、発行済株式総数(自己株式を除く)113,631,950株の3.0%に相当します。

今後、これら新株予約権が行使された場合や、譲渡制限付株式を発行した場合には、将来的に既存株主が保有する株式価値の希薄化や需給関係に影響を及ぼす可能性があります。

気候変動について

気候変動問題が世界的に重要なリスクとして広く認識されている中、当社グループの気候変動への対応や開示が不十分と評価された場合には、信用及びブランドイメージの低下により事業運営に支障をきたす可能性があります。また、新たな法令・規制の導入や強化等がなされた場合には、コストの増加により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクを踏まえ、当社グループでは2023年3月にTCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)による提言への賛同を表明いたしました。今後は、気候変動が事業にもたらすリスクや機会についての分析と対応を強化し、情報開示を進めてまいります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当社グループは「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、ネットショップ作成サービス「BASE」を提供するBASE事業、オンライン決済サービス「PAY.JP」を提供するPAY事業を展開しており、これらのサービスを通して、個人及びスモールチームをエンパワーメントすること、スタートアップ企業を支援することに注力しております。当連結会計年度では、新型コロナウイルス感染症への社会的な対応が進展し、リオープニングに伴うオフライン消費の回復によりオンライン消費が減速するなど、依然先行きの不透明な状況が続いております。このような事業環境においてBASE事業では、幅広い個人及びスモールチームから圧倒的に選ばれるポジションを維持しながら、中長期にわたる持続的な成長を実現するために、引き続きプロダクトの強化に努めております。PAY事業では、スタートアップ企業やベンチャー企業をターゲットに、よりシンプルで導入や運用が簡単なオンライン決済機能を目指してプロダクトを強化し、加盟店数の拡大に努めております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は9,739百万円（前年同期比1.9%減）、営業損失は1,508百万円（前年同期は営業損失977百万円）、経常損失は1,495百万円（前年同期は経常損失960百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失は1,732百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,194百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

A) BASE事業

BASE事業では、当連結会計年度においては、リオープニングに伴うオフライン消費の回復により、オンライン消費が減速した影響を受け、流通総額の成長率は前連結会計年度と比較して減少しました。

以上の結果、当連結会計年度の流通総額は、注文ベースで118,932百万円、決済ベースで、112,446百万円（前年同期比4.5%増（注文ベース）、5.5%増（決済ベース））となりました。しかし、当第4四半期連結会計期間においては、リオープニングに伴い悪化していた事業環境が回復基調に転じ、流通総額は過去最高額を更新しました。

また、流通総額及び売上総利益を中期的に最大化することを目的に、決済手数料を従来の料金プランよりも引き下げるとともに、サービス利用料を固定費でいただく月額有料プランの提供を2022年4月18日から開始し、テイクレート（注）を戦略的に引き下げました。当プランの提供開始以降、既存ショップを中心に利用ショップ数が順調に増加したことに加え、スカウトチームのアウトバウンド営業により売上規模の大きなショップの新規開設も増加し、流通総額に占める当プランの構成比が増加しました。

以上の結果、売上高は7,494百万円（前年同期比11.0%減）、セグメント損失は1,150百万円（前年同期は703百万円のセグメント損失）となりました。

（注）テイクレートとは、流通総額（決済ベース）に対する売上高の比率

B) PAY事業

PAY事業では、オンライン決済サービス「PAY.JP」を提供しております。当連結会計年度における流通総額は、既存加盟店の継続的な成長に加え、新規加盟店の増加により大きく増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の流通総額は80,762百万円（前年同期比46.1%増）となりました。売上高は2,103百万円（前年同期比45.2%増）、セグメント損失は46百万円（前年同期は38百万円のセグメント損失）となりました。

C) その他事業

その他事業では、「BASE」を利用するネットショップ運営者等に対して事業資金を提供するサービス「YELLBANK」等を行っております。利用者数及び利用金額は大きく増加しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は141百万円（前年同期比127.4%増）、セグメント損失は31百万円（前年同期は52百万円のセグメント損失）となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における総資産は31,278百万円となり、前連結会計年度末に比べ712百万円減少いたしました。これは主に、これは主に、未収入金が1,346百万円増加したものの現金及び預金が1,708百万円減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債は17,777百万円となり、前連結会計年度末に比べ891百万円増加いたしました。これは主に、営業未払金が973百万円減少した一方で、営業預り金が1,760百万円増加したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は13,501百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,604百万円減少いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が1,732百万円減少したものであります。また、2022年3月23日開催の株主総会決議に基づき、今後の機動的な資本政策に備えるとともに、財務戦略上の柔軟性を確保することを目的として、資本準備金7,362百万円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、22,344百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,708百万円減少いたしました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は1,706百万円（前年同期は1,782百万円の獲得）となりました。主な増加要因は、営業預り金の増加1,760百万円等であり、主な減少要因は、未収入金の増加1,357百万円、税金等調整前当期純損失の計上1,735百万円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は28百万円（前年同期は21百万円の使用）となりました。主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出28百万円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は26百万円（前年同期は21百万円の獲得）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入26百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループで行う事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載を省略しております。

b．受注実績

当社グループでは、概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、受注実績に関する記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
BASE事業	7,494	11.0
PAY事業	2,103	45.2
その他事業	141	127.4
合計	9,739	1.9

- (注) 1. セグメント間取引については、相殺消去しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用とともに、資産及び負債または損益の状況に影響を与える見積りを用いております。これらの見積りについては、過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なることがあります。

当社の連結財務諸表を作成するにあたって採用している重要な会計方針及び見積りは、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

当連結会計年度における売上高は9,739百万円（前年同期比1.9%減）となりました。主に、「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載の要因により、BASE事業において、月額有料プランの提供によりテイクレートを戦略的に引き下げたこと、PAY事業において、登録加盟店数が堅調に推移し、稼働加盟店数が増加したことにより流通総額が増加したことによるものであります。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価は5,002百万円（前年同期比16.1%増）となりました。主な要因は、流通総額の増加により、決済代行業者等への支払手数料が増加したことによるものであります。

この結果、売上総利益は4,737百万円（前年同期比15.8%減）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は6,245百万円（前年同期比5.4%減）となりました。主な要因は、事業拡大のためのTVCMやオンライン広告等のプロモーションの抑制により、広告宣伝費が減少したことによるものであります。

この結果、営業損失は1,508百万円（前年同期は営業損失977百万円）となりました。

(経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は20百万円となりました。主な内容は、受取手数料12百万円であります。営業外費用は7百万円となりました。この結果、経常損失は1,495百万円（前年同期は経常損失960百万円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別損失は、減損損失157百万円、投資有価証券評価損83百万円の計上によるものであります。また、法人税等合計は 3百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は1,732百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失1,194百万円）となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要のうち主なものは、当社サービスを拡大していくための開発人員の人件費及び認知度拡大や顧客獲得のための広告宣伝費であります。これらの資金需要に対しては、自己資金及び銀行借入により調達することを基本方針としております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、市場動向、競合他社、人材確保・育成等様々なリスク要因が当社グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社グループは常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保するとともに、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後の事業内容を拡大し、より高品質なサービスを継続提供していくためには、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していく必要があることを認識しております。それらの課題に対応するため、経営者は常に市場におけるニーズや事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を認識したうえで、当社グループの経営資源を最適に配分し、最適な解決策を実施していく方針であります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) クレジットカード決済に係る決済代行及び包括代理加盟店契約

相手先の名称	契約の名称	契約締結日	契約期間	契約内容	対象事業
ソニーペイメントサービス株式会社	e-SCOTT Smart サービス利用規約	2013年12月5日	2013年12月5日より1年間 (その後1年単位の自動更新)	クレジットカード決済代行 オンライン収納代行サービス	BASE
	業務提携契約	2015年8月28日	2015年8月28日より1年間 (その後1年単位の自動更新)	クレジットカード決済代行	PAY
ライフカード株式会社	包括代理加盟店契約書	2016年7月13日	2016年7月13日より1年間 (その後1年単位の自動更新)	クレジットカード包括代理加盟店契約 (PAY株式会社がPAY.JP加盟店を代理)	PAY

(2) その他決済手段による決済業務の代行に関する契約

相手先の名称	契約の名称	契約締結日	契約期間	契約内容	対象事業
S M B Cファイナンスサービス株式会社	決済ステーション銀行振込決済サービス利用規約	2014年5月15日	2014年5月15日から契約に 従う解除日まで	銀行振込決済の回収事務サービス	BASE
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー(注)1	econtext サービス利用契約	2014年5月1日	2014年5月1日より1年間 (その後1年単位の自動更新)	コンビニ決済の収納代行サービス	BASE
AGミライバライ株式会社(注)2	後払い決済サービス利用契約における基本合意	2017年10月23日	2017年10月23日より1年間 (その後1年単位の自動更新)	後払い決済サービス	BASE
株式会社N T Tドコモ	ケータイ払い加盟店規約	2017年7月1日	2017年7月1日から契約に 従う解除日まで	キャリア決済サービス	BASE
ソフトバンク・ペイメントサービス株式会社	ソフトバンクまとめて支払い加盟店規約	2017年2月24日	2017年2月24日から契約に 従う解除日まで	キャリア決済サービス	BASE
K D D I株式会社	auかんたん決済利用規約	2017年4月12日	2017年4月12日から契約に 従う解除日まで	キャリア決済サービス	BASE
PayPal Pte. Ltd.	PayPal サービスのユーザー規約	2019年9月30日	2019年9月30日から契約に 従う解除日まで	PayPal決済サービス	BASE
Amazon Services International, Inc.	Amazon Pay カスタマー契約	2020年10月1日	2020年10月1日から契約に 従う解除日まで	Amazon Pay決済サービス	BASE
GMOイプシロン株式会社	Cycle byGMO OEM提供契約	2021年9月17日	2021年9月17日より3年間 (その後1年単位の自動更新)	売上運動型国際ブランド付きプリペイドカードのOEM提供サービス	その他

(注) 1. 契約締結時における相手先の名称は「株式会社イーコンテキスト」でありましたが、同社グループの組織再編に伴い、「株式会社DGフィナンシャルテクノロジー」に契約上の地位が承継されております。

2. 契約締結時における相手先の名称は「ライフカード株式会社」でありましたが、同社グループの組織再編に伴い、「AGミライバライ株式会社」に契約上の地位が承継されております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は26百万円であります。その主なものは、BASE事業における人員増加に伴うPCの購入等23百万円であります。

また、当連結会計年度において、減損損失157百万円を計上いたしました。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) 3 減損損失」に記載のとおりであります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
			建物	その他	合計	
本社 (東京都港区)	BASE事業	本社事務所	-	-	-	236

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 本社の建物は賃借しております。年間賃借料は231百万円であります。
 3. 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
 4. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。
 5. 減損損失計上後の帳簿価額を記載しております。なお、減損損失の内容につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) 3 減損損失」に記載のとおりであります。

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	376,440,014
計	376,440,014

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年3月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	113,631,964	113,939,964	東京証券取引所 グロース	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	113,631,964	113,939,964		

(注) 提出日現在発行数には、2023年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2014年10月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 6 (注) 1
新株予約権の数(個)	132 [0] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 264,000 [0] (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額	14(注) 3、6
新株予約権の行使期間	2016年10月31日～2024年10月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14 資本組入額 7 (注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者はおりません。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、上場日が本新株予約権の付与決議日から 2 年を経過する日より以前である場合は、下記の の上場日を「付与決議日から 2 年を経過した日」と読み替えるものとする。

上場日の翌日から 1 年を経過する日まで	25%
上場日後 1 年を経過した日から上場日後 2 年を経過する日まで	50%
上場日後 2 年を経過した日から上場日後 3 年を経過する日まで	75%
上場日後 3 年を経過した日以降	100%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (5) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- 5 . 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整され決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
- 6 . 2019年 8 月15日開催の取締役会決議により、2019年 8 月31日付で普通株式 1 株につき400株とする株式分割を行っております。また、2021年 2 月10日開催の取締役会決議により、2021年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株とする株式分割を行っております。これらにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2015年9月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社従業員26(注)1
新株予約権の数(個)	73[69](注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 146,000[138,000](注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額	14(注)3、6
新株予約権の行使期間	2017年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14 資本組入額 7(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員5名の合計6名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、上場日が本新株予約権の付与決議日から2年を経過する日より以前である場合は、下記の上場日を「付与決議日から2年を経過した日」と読み替えるものとする。

上場日の翌日から1年を経過する日まで	25%
上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで	50%
上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで	75%
上場日後3年を経過した日以降	100%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整され決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
6. 2019年8月15日開催の取締役会決議により、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株とする株式分割を行っております。また、2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っております。これらにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2017年12月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員78(注) 1
新株予約権の数(個)	831 [824] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,662,000 [1,648,000] (注) 2、 6
新株予約権の行使時の払込金額	14(注) 3、 6
新株予約権の行使期間	2019年12月15日～2027年12月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14 資本組入額 7(注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員31名の合計32名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、上場日が本新株予約権の付与決議日から2年を経過する日より以前である場合は、下記の上場日を「付与決議日から2年を経過した日」と読み替えるものとする。

上場日の翌日から1年を経過する日まで 25%

上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで 50%

上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで 75%

上場日後3年を経過した日以降 100%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整され決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
6. 2019年8月15日開催の取締役会決議により、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株とする株式分割を行っております。また、2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っております。これらにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2018年3月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員20(注) 1
新株予約権の数(個)	318 [307] (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 636,000 [614,000] (注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額	14(注) 3、6
新株予約権の行使期間	2020年3月31日～2028年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14 資本組入額 7(注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末日現在(2023年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名、当社従業員6名の合計7名となっております。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、上場日が本新株予約権の付与決議日から2年を経過する日より以前である場合は、下記の上場日を「付与決議日から2年を経過した日」と読み替えるものとする。

上場日の翌日から1年を経過する日まで	25%
上場日後1年を経過した日から上場日後2年を経過する日まで	50%
上場日後2年を経過した日から上場日後3年を経過する日まで	75%
上場日後3年を経過した日以降	100%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整され決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
 - 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - 取締役会による譲渡承認について
 - 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - 組織再編行為の際の取扱い
 - 本項に準じて決定する。
6. 2019年8月15日開催の取締役会決議により、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株とする株式分割を行っております。また、2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っております。これらにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年2月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 5 (注) 1
新株予約権の数(個)	65 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 130,000(注) 2、6
新株予約権の行使時の払込金額	14(注) 3、6
新株予約権の行使期間	2021年2月28日～2029年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14 資本組入額 7(注) 6
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末日現在(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 権利の喪失等により、本書提出日現在の前月末における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員 1 名となっております。

2. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。

(2) 新株予約権は、当社の普通株式が上場された日(以下、「上場日」という。)以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができる。

なお、上場日が本新株予約権の付与決議日から 2 年を経過する日より以前である場合は、下記の上場日を「付与決議日から 2 年を経過した日」と読み替えるものとする。

上場日の翌日から 1 年を経過する日まで	25%
上場日後 1 年を経過した日から上場日後 2 年を経過する日まで	50%
上場日後 2 年を経過した日から上場日後 3 年を経過する日まで	75%
上場日後 3 年を経過した日以降	100%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または子会社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。
- 当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整され決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
 - 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - 取締役会による譲渡承認について
 - 新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - 組織再編行為の際の取扱い
 - 本項に準じて決定する。
6. 2019年8月15日開催の取締役会決議により、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株とする株式分割を行っております。また、2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っております。これらにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権を発行しております。

第3回新株予約権

決議年月日	2017年11月30日
新株予約権の数(個)	265(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 530,000(注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額	14(注) 2、5
新株予約権の行使期間	2017年12月1日～2027年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14 資本組入額 7(注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2022年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年2月28日)において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとしします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとしします。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとしします。

3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にも、本新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整され決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編行為の際の取扱い
本項に準じて決定する。
5. 2019年8月15日開催の取締役会決議により、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株とする株式分割を行っております。また、2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行っております。これらにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年1月4日 (注) 1	E種優先株式 4,813	普通株式 18,041 A種優先株式 4,510 B種優先株式 3,980 C種優先株式 3,106 D種優先株式 9,299 E種優先株式 4,813	750	1,937	750	1,937
2018年1月19日 (注) 2	E種優先株式 153	普通株式 18,041 A種優先株式 4,510 B種優先株式 3,980 C種優先株式 3,106 D種優先株式 9,299 E種優先株式 4,966	23	1,961	23	1,961
2018年4月10日 (注) 3	E種優先株式 3,153	普通株式 18,041 A種優先株式 4,510 B種優先株式 3,980 C種優先株式 3,106 D種優先株式 9,299 E種優先株式 8,119	491	2,453	491	2,453
2018年5月21日 (注) 4		普通株式 18,041 A種優先株式 4,510 B種優先株式 3,980 C種優先株式 3,106 D種優先株式 9,299 E種優先株式 8,119	1,128	1,325	1,186	1,266

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年 8月14日 (注) 5	普通株式 29,014	普通株式 47,055 A種優先株式 4,510 B種優先株式 3,980 C種優先株式 3,106 D種優先株式 9,299 E種優先株式 8,119		1,325		1,266
2019年 8月15日 (注) 6	A種優先株式 4,510 B種優先株式 3,980 C種優先株式 3,106 D種優先株式 9,299 E種優先株式 8,119	普通株式 47,055		1,325		1,266
2019年 8月31日 (注) 7	普通株式 18,774,945	普通株式 18,822,000		1,325		1,266
2019年10月24日 (注) 8	普通株式 522,600	普通株式 19,344,600	314	1,639	314	1,580
2019年11月27日 (注) 9	普通株式 1,057,200	普通株式 20,401,800	635	2,275	635	2,216
2019年12月23日 (注)10	普通株式 12,000	普通株式 20,413,800	0	2,275	0	2,216
2020年 2月20日 (注)11		普通株式 20,413,800		2,275	1,130	1,085
2020年10月 9日 (注)12	普通株式 1,200,000	普通株式 21,613,800	6,226	8,502	6,226	7,312
2020年 1月 1日 ~ 2020年12月31日 (注)13	普通株式 325,600	普通株式 21,939,400	11	8,513	11	7,323

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年4月1日 (注) 14	普通株式 87,816,800	普通株式 109,756,200		8,514		7,324
2021年5月14日 (注) 15	普通株式 25,749	普通株式 109,781,949	26	8,540	26	7,350
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注) 16	普通株式 1,718,800	普通株式 111,500,749	12	8,552	12	7,362
2022年3月31日 (注) 17		普通株式 111,500,749		8,552	7,362	
2022年5月12日 (注) 18	普通株式 209,044	普通株式 111,709,793	48	8,601	48	48
2022年11月30日 (注) 19	普通株式 11,829	普通株式 111,697,964		8,601		48
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注) 20	普通株式 1,934,000	普通株式 113,631,964	13	8,614	13	62

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格 312,000円、資本組入額 156,000円
 割当先 グローバル・ブレイン6号投資事業有限責任組合、株式会社マネーフォワード
2. 有償第三者割当 発行価格 312,000円、資本組入額 156,000円
 割当先 株式会社マネーフォワード
3. 有償第三者割当 発行価格 312,000円、資本組入額 156,000円
 割当先 株式会社丸井グループ
4. 無償減資により、資本金を1,128百万円、資本準備金を1,186百万円減少させ、この減少額全額をその他資本剰余金に振替えております。
5. 株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、2019年8月14日付でA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。
6. 当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式のすべてについて、2019年8月15日開催の取締役会決議により消却しております。
7. 2019年8月15日開催の取締役会決議により、2019年8月31日付で普通株式1株につき400株の割合で株式分割を行っております。
8. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)
 発行価格 1,300.00円
 引受価額 1,202.50円
 資本組入額 601.25円
9. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)
 割当先 大和証券株式会社
 発行価格 1,202.50円
 資本組入額 601.25円
10. 2019年12月23日に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が12,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ0百万円増加しております。
11. 2020年2月20日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関する議案が承認可決されました。当該決議に基づき、効力発生日である2020年2月20日に、資本準備金2,216百万円を1,130百万円減少し、1,085百万円といたしました。
12. 2020年10月9日を払込期日とする海外募集による新株発行により、発行済株式総数が1,200,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,226百万円増加しております。
 発行価格 10,810.00円
 資本組入額 5,188.80円
13. 2020年1月1日から2020年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が325,600株、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ11百万円増加しております。
14. 株式分割(1:5)による増加であります。
15. 2021年4月15日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。
 発行価額 1株につき 2,051円
 発行価額の総額 52百万円
 資本組入額 26百万円
 割当先 取締役(社外取締役を含む)4名
 上級執行役員 2名
 執行役員 2名
16. 2021年1月1日から2021年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,718,800株、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ12百万円増加しております。
17. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものです。
18. 2022年4月14日開催の取締役会決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての新株発行による増加であります。
 発行価額 1株につき 465円
 発行価額の総額 97百万円
 資本組入額 48百万円
 割当先 取締役(社外取締役を含む)5名
 上級執行役員 2名
 執行役員 4名
 従業員 22名
19. 自己株式の消却による減少であります。
20. 2022年1月1日から2022年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,934,000株、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ13百万円増加しております。
21. 2023年1月1日から2023年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が308,000株、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ2百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2022年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		5	30	334	144	274	47,474	48,261	
所有株式数(単元)		17,747	101,824	118,992	186,258	2,731	707,921	1,135,473	60,706
所有株式数の割合(%)		1.57	8.96	10.48	16.40	0.24	62.35	100.00	

(注) 自己株式14株は、「単元未満株式の状況」含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2022年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
鶴岡 裕太	東京都渋谷区	17,019,211	14.97
株式会社丸井グループ	東京都中野区中野四丁目3番2号	6,306,000	5.54
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A (東京都港区港南二丁目15番1号)	4,676,000	4.11
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,232,100	2.84
MORGAN STANLEY SMITH BARNEY LLC CLIENTS FULLY PAID SEG ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1585 Broadway NEW YORK, NY 10036, U.S.A (東京都新宿区六丁目27番30号)	2,708,750	2.38
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,480,817	2.18
株式会社サイバーエージェント	東京都渋谷区宇田川町40番1号	2,255,000	1.98
THE BANK OF NEW YORK 133612 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	BOULEVARD ANSPACH 1,1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,899,200	1.67
SAJAP (常任代理人 株式会社三菱UFJ)	P.O.BOX 2992 RIYADH11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,521,128	1.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,223,000	1.07
計		43,321,206	38.12

(注) 1. 2022年3月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、タイボーン・キャピタル・マネジメント(香港)リミテッド(Tybourne Capital Management (HK) Limited)が2022年3月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当連結会計年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
タイボーン・キャピタル・マネジメント(香港)リミテッド(Tybourne Capital Management (HK) Limited)	香港、コンノートロードセントラル1、エーアイエーセントラル30階	5,251,600	4.70
計		5,251,600	4.70

2. 2022年4月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Bailie Gifford & Co)及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Bailie Gifford Overseas Limited)が2022年4月8日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当連結会計年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー(Bailie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	7,344,000	6.57
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド(Bailie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	6,388,800	5.72
計		13,732,800	12.29

3. 2022年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びその共同保有者であるモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)及びモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)が2022年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当連結会計年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
モルガン・スタンレーMUF証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	680,600	0.61
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー(Morgan Stanley & Co. International plc)	英国 ロンドン カナリーワーフ 25 カボットスクエア E14 4QA (25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, United Kingdom)	1,395,300	1.24
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー(Morgan Stanley & Co. LLC)	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209 コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付 (c/o The Corporation Trust Company (DE) Corporation Trust Center, 1209 Orange Street Wilmington, DE 19801 United States)	479,027	0.43
計		2,554,927	2.28

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 113,547,300	1,135,473	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 84,664		
発行済株式総数	113,631,964		
総株主の議決権		1,135,473	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式14株が含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式(注)2	11,843	0
当期間における取得自己株式(注)3	3,226	

(注)1. 当期間における取得自己株式には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式報酬による無償取得、単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

2. 内訳は以下のとおりです。

譲渡制限付株式報酬の無償取得 11,829株

単元未満株式の買取り請求による取得 14株

3. 全て譲渡制限付株式報酬を無償取得したものであります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	11,829			
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	14		3,240	

(注) 当期間における取得自己株式の保有状況には、2023年3月1日から有価証券報告書提出日までの譲渡制限付株式報酬による無償取得、単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、現時点では成長過程にあるため、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考えており、会社設立以来、配当を行っておりません。しかしながら、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針につきましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討していく方針であります。内部留保につきましては、財務体質の強化、競争力の維持・強化による将来の収益力向上を図るための資金として、有効に活用する方針であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え

当社は、「Payment to the People, Power to the People.」をミッションとして掲げ、社会に貢献する企業となることを目指しております。このようなミッションのもと、企業価値の持続的な増大を図るためには、経営の健全性、効率性、透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置付け、コーポレート・ガバナンスの体制強化、充実に努めております。

企業統治の体制及びその体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社であります。当社事業に精通した取締役と、専門的知見を有し客観的視点を持つ社外取締役で構成される取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を決定しつつ、監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の健全性、効率性、透明性を高め、企業価値の持続的な増大に有効であると判断したためであります。また、監督機能と執行機能を分離することでコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、執行役員への業務執行権限を委譲することで機動的な意思決定を行うことを目的に、執行役員制度を採用しております。さらに、経営の客観性と合理性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的として、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役CEOである鶴岡裕太が議長を務め、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定並びに取締役の業務執行の監督を行っております。構成員については、「(2) 役員 の 状 況」に記載のとおりであります。毎月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役である歌川文夫が議長を務め、取締役の法令・定款遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。全員が社外監査役であり、公認会計士1名及び弁護士1名を含んでおります。構成員については、「(2) 役員 の 状 況」に記載のとおりであります。監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

なお、監査役は取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

c. 指名・報酬委員会

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として役員人事及び役員報酬制度に関する審議及び取締役会に対する答申を行うことにより、経営の客観性と合理性を高め、企業価値の最大化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会では、取締役会の諮問に基づき以下の事項を審議し、取締役会に答申しております。

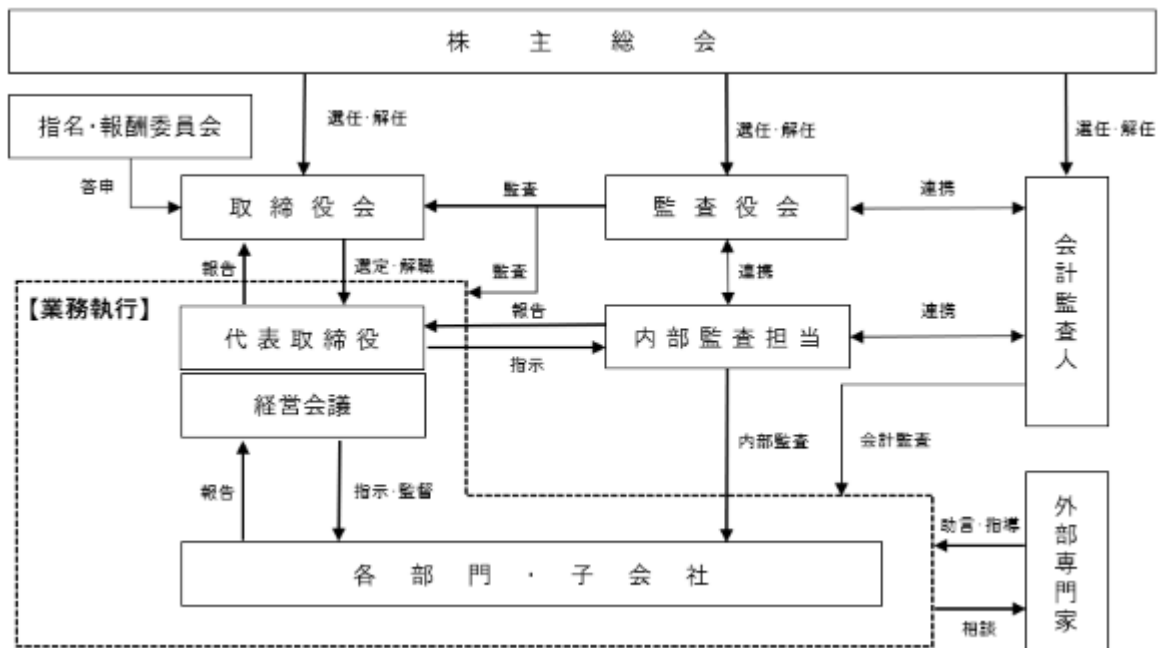
- ・取締役の選任・解任（株主総会決議事項）に関する事項
- ・代表取締役の選定・解職に関する事項
- ・取締役の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
- ・取締役の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項
- ・上級執行役員の選任・解任に関する事項
- ・上級執行役員の報酬体系・方針、個人別報酬等に関する事項
- ・その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

d. 執行役員制度・経営会議

当社は、監督機能と執行機能を分離することでコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、執行役員へ業務執行権限を委譲することで機動的な意思決定を行うことを目的に、2021年3月より執行役員制度を新たに導入し、上級執行役員と執行役員を選任しております。

また、「経営会議規程」に基づき上級執行役員により構成される経営会議を毎月2回開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議および調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討しております。なお、経営会議には、常勤監査役がオブザーバーとして出席し、意見を述べるすることができます。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、次のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、取締役会その他重要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制づくりに努めております。その他役員職員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務執行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

(ア)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の法令、定款、社会規範遵守の意識を高めるため、「倫理規程」及び「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を制定し、適宜教育その他職務に応じた研修等を行うことにより、高い倫理観の醸成に努める。
- (2) 取締役及び使用人は、企業の社会的責任を深く自覚し、日常の職務において、関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するよう努める。
- (3) 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。
- (4) 代表取締役CEOは、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。
- (5) 法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、「内部通報規程」に基づき、社内通報窓口、監査役及び社外弁護士を情報受領者とする内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- (6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除する「反社会的勢力対策規程」を制定し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応する。

(イ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定及び報告に関して、文書又は電磁的記録により適切に保存、管理する。監査役から要望があった場合には、速やかに閲覧可能な状態を維持する。

(ウ)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」に基づき、各部署のリスクの防止及び会社損失の最小化を目的とした「リスクマネジメント及びコンプライアンス委員会」を設置するとともに、定期的に開催し、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会へ報告する。

また、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、社内の情報漏洩対策等の情報セキュリティ推進を目的とした「情報セキュリティ委員会」を設置するとともに、定期的に開催し、その結果を必要に応じて取締役会、監査役会へ報告する。

(エ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、取締役と各部署の職務及び責任の明確化を図る。また、「取締役会規程」に基づき定時取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、事業上の重要な意思決定及び業務執行の監督・確認を行う。さらに、「経営会議規程」に基づき上級執行役員により構成される経営会議を毎月2回開催し、経営執行の基本方針、基本計画その他経営に関する重要事項の審議及び調整を図るとともに、取締役会へ上程すべき業務に関する重要事項を審議・検討する。

(オ)当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理はCorporate Divisionが担当するものとし、当社への事業の状況に関する定期的な報告及び重要事項については適切な承認を得るものとする。また、当社の内部監査担当者による当社グループへの内部監査を実施し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を確保するよう努める。

(カ)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

(キ)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、その職務を補助すべき使用人を置く場合、使用人の決定、変更にあたっては、監査役と協議するものとする。また、監査役は、その職務を補助すべき使用人は、当該業務について監査役の指示に従うものとする。

(ク)監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合には、速やかに監査役に報告する。また、重要な意思決定、重要な会計方針、会計基準、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告するものとする。

(ケ)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制「内部通報規程」を準用し、報告者に対する解雇その他一切の不利益な取扱いを禁止する。

(コ)監査役は、その職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について費用の請求をした時は、その費用等が当該監査役の職務の執行に必要ないと証明できる場合を除き、これに応じるものとする。

(サ)その他監査役は、その職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。また、各部署責任者へのヒアリングを通じ、必要な情報を収集するとともに、代表取締役CEO及び会計監査人との定期的な情報・意見交換を行う。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、Corporate Divisionが主管部署となり、各部門との情報交換及び情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めるとともに、社内窓口担当者、常勤監査役及び社外弁護士を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。

組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。また、重要、高度な判断が必要とされるリスクが発見された場合には、必要に応じて顧問弁護士、監査法人、税理士、社会保険労務士等の外部専門家及び関係当局からの助言を受ける体制を構築しております。

なお、法令順守体制の構築を目的として、「リスクマネジメント及びコンプライアンス規程」を定め、役員及び従業員の法令及び社会規範の順守の浸透、啓発を行っております。

c. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

(ア)剰余金の配当等の決定

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(イ)自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(ウ)取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

d. 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

e. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

g. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

h. 補償契約の内容の概要

当社は、会社法430条の2第1項に規定する補償契約を取締役及び監査役との間で締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって取締役及び監査役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、取締役及び監査役がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより責任を負う損害金等は補償の対象としないこと等を定めております。

i. 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、取締役及び監査役等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害(ただし、取締役及び監査役等の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、当該保険契約上で定められた一定の免責事由に該当するものを除きます。)を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性2名(役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 CEO	鶴岡 裕太	1989年12月28日	2012年12月 2018年 1月 2020年12月	当社設立 代表取締役CEO就任(現任) PAY株式会社 取締役就任 BASE BANK株式会社 代表取締役就任 株式会社CAMPFIRE 取締役就任(現任)	(注) 3	17,019,211
取締役上級執行役員 CFO	原田 健	1977年 3月28日	2000年 4月 2007年 9月 2013年 8月 2015年 6月 2016年 2月 2018年 1月 2021年 3月	安藤建設株式会社(現 株式会社安藤・間)入社 株式会社ミクシィ(現 株式会社MIXI)入社 株式会社フリークアウト(現 株式会社フリークアウト・ホールディングス)入社 当社 入社 当社 取締役CFO就任 PAY株式会社 取締役就任(現任) BASE BANK株式会社 取締役就任 当社 取締役上級執行役員CFO就任(現任)	(注) 3	449,327
取締役	志村 正之	1958年 9月 7日	1982年 4月 2010年 4月 2015年 4月 2017年 5月 2018年 6月 2019年 7月 2019年 8月 2020年 3月 2020年12月 2021年 4月 2022年12月	株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行)入行 同行 執行役員アジア・大洋州本部長就任 同行 専務執行役員(経営会議メンバー)就任 三井住友カード株式会社 専務執行役員就任 同社 代表取締役専務執行役員就任 株式会社 Shimura&Partners 設立 代表取締役就任(現任) 当社 取締役就任(現任) 株式会社bitFlyer Holdings 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 株式会社bitFlyer 社外取締役(監査等委員)就任(現任) メドピア株式会社 社外取締役就任(現任) 株式会社HashPort 社外取締役就任(現任) 株式会社デジタルプラス 社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 3	12,018
取締役	松崎 みさ	1970年11月18日	1993年 4月 1997年 6月 2010年12月 2014年 6月 2017年 7月 2021年11月 2022年 3月	株式会社モベラ 入社 株式会社アガスタ設立 代表取締役就任 一般社団法人ナチュラルビューティスト協会設立 代表理事就任 株式会社People Worldwide設立 代表取締役就任 ゲンダイエージェンシー株式会社 社外取締役就任 株式会社WORK JAPAN設立 代表取締役就任(現任) Apricot Planet Pte.Ltd. 設立 代表取締役就任(現任) 当社 取締役就任(現任)	(注) 3	7,882

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	歌川 文夫	1955年8月5日	1980年4月 リーベルマンウエルシェリー&Co.,S.A. 入社 1989年4月 株式会社ノダ 入社 1992年4月 株式会社アイチコーポレーション 入社 1996年8月 ニスコンサービス株式会社(現ニスコム株式会社)入社 1999年1月 ムービーテレビジョン株式会社 入社 2004年10月 株式会社フレッシュネス 入社 2006年1月 キーストリーム株式会社 入社 2007年12月 クリニックコンプレックス株式会社設立 代表取締役就任 2015年10月 当社 監査役就任(現任) 2018年1月 PAY株式会社 監査役就任(現任) BASE BANK株式会社監査役就任	(注)4	-
監査役	山口 揚平	1981年4月3日	2004年4月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 2011年12月 日産ライトトラック株式会社(現 株式会社日産オートモーティブテクノロジー)入社 2015年1月 山口揚平公認会計士事務所設立 所長就任(現任) 2015年5月 当社 監査役就任(現任) 2018年7月 株式会社クラシコム 監査役就任 2020年10月 同社 社外取締役(監査等委員)就任 2022年10月 同社 取締役CFO就任(現任)	(注)4	-
監査役	星 千絵	1972年3月6日	1998年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会会員) 2004年9月 田辺総合法律事務所 入所 2006年4月 田辺総合法律事務所 パートナー 就任(現任) 2014年4月 防衛調達審議会委員就任 2021年3月 当社 補欠監査役 2021年6月 鴻池運輸株式会社 社外監査役就任(現任) 2021年6月 学校法人大東文化学園 理事就任(現任) 2022年3月 当社監査役就任(現任)	(注)5	-
計					17,448,438

- (注) 1. 取締役志村正之及び松崎みさは、社外取締役であります。
 2. 監査役歌川文夫、山口揚平及び星千絵は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、2023年3月24日開催の定時株主総会終結の時から、2023年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役歌川文夫及び山口揚平の任期は、2023年3月24日開催の定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 監査役星千絵の任期は、2022年3月23日開催の定時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 6. 当社では、監督機能と執行機能を分離することでコーポレート・ガバナンスを強化するとともに、執行役員への業務執行権限を委譲することで機動的な意思決定を行うことを目的に、執行役員制度を導入しております。取締役でない上級執行役員は、以下のとおりです。

役職	氏名
上級執行役員COO	山村 兼司
上級執行役員SVPoD	藤川 真一
上級執行役員	高橋 直

7. 取締役松崎みさの戸籍上の氏名は江戸みさであります。
 8. 監査役星千絵の戸籍上の氏名は安野千絵であります。

社外役員の状況

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名とすることで、取締役会の牽制及び経営監視機能を強化しております。なお、社外取締役の志村正之氏は、当社株式を12,018株、社外取締役の松崎みさ氏は、当社株式を7,882株、それぞれ保有しております。これらの関係以外に、当社と社外取締役及び社外監査役の間には、人的・資本的關係、取引関係及びその他利害関係はありません。

a. 社外取締役

志村正之は、金融・決済業界への深い知見と経験を有しており、当社経営に有益な助言と独立した立場からの監督を行っております。また、志村正之は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

松崎みさは、自身が起業した会社をはじめとして複数の企業における代表取締役及び取締役としての経験から、会社経営に対する幅広い見識を有しており、その知識経験に基づき、経営全般に関する助言や提言を行うことを期待して、社外取締役に選任しております。また、松崎みさは、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

b. 社外監査役

歌川文夫は、長年にわたる管理業務全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に関し適宜助言や提言を行っております。また、歌川文夫は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

山口揚平は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識等を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に関し適宜助言や提言を行っております。また、山口揚平は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

星千絵は、弁護士として法令についての高度な能力・見識に基づき客観的な立場から監査を行うことができることを期待して、社外監査役に選任しております。また、星千絵は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

c. 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針を以下のとおりと定めており、以下の項目のいずれの要件も満たす場合に、独立性を有していると判断しております。

(ア)業務執行者

本人が、現在及び過去10年において、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員その他の使用人（以下「業務執行者」という。でないこと

(イ)当社を主要な取引先とする者

当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと。当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。

(ウ)当社の主要な取引先

当社グループの主要な取引先又はその業務執行者でないこと。当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの年間連結売上高の2%を超える額の支払いを当社グループに対し行った者をいう。

(エ)議決権保有者

当社の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者でないこと

(オ)コンサルタント等

当社グループから、役員報酬以外に年間1,000万円を超えるその他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家及び弁護士等の法律専門家でないこと。なお、これらの者が法人・組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

(カ)寄付又は助成を受けている者

当社グループから年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている団体の業務を執行する者でないこと

(キ)会計監査人等

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者でないこと

(ク)過去該当者

上記(イ)から(キ)に過去3年間において該当していた者でないこと

(ケ)親族

本人が上記(ア)に該当する者(ただし、重要でない者を除く。)の配偶者又は二親等以内の親族でないこと。重要な者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する従業員をいう。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外役員は、取締役会又は監査役会等を通じて、監査役監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は常勤監査役1名を含む3名の社外監査役で構成されております。監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内の重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、必要に応じて、内部監査担当者と意見及び情報の交換を行っております。さらに監査役は、会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて監査計画、監査実施状況等について会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取り組みを行っております。

なお、社外監査役山口揚平は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役星千絵は、弁護士として法令に関する相当程度の知見を有しております。

監査役会は、毎月取締役会の前に開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。2022年12月期は23回開催されました。監査役会では、監査報告の作成、常勤の監査役の選定並びに監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行っております。また、内部監査担当者から定期的に報告を受け、業務執行の適正性につき確認しております。

各監査役の当事業年度における監査役会への出席状況は以下のとおりです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数（出席率）
常勤社外監査役	歌川 文夫	23回	23回（100%）
社外監査役	山口 揚平	23回	23回（100%）
社外監査役	星 千絵	15回	14回（93.3%）

（注）社外監査役星千絵については、監査役就任後に開催された監査役会における開催回数及び出席回数を記載しております。

内部監査の状況

当社では、内部監査担当者3名が、内部監査計画に従い、全部門を網羅するよう内部監査を実施しております。なお、内部監査担当者が所属する部門の監査は、自己監査とならないよう外部の専門家を内部監査担当者として任命し、内部監査業務を委託しており、当該委託先の内部監査担当者から代表取締役CEOに対して監査結果の報告がなされております。代表取締役CEOは、監査結果の報告に基づき、内部監査担当者を通じて被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令並びに会社の規程類を遵守して適正に行われているかを評価することを目的としております。

また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に務めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名等

指定有限責任社員 業務執行社員：山根 洋人、有吉 真哉

（注） 監査継続年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

d. 監査業務に係る補助者

公認会計士 5 名、会計士試験合格者 3 名、その他10名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、監査法人の選定について、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、品質管理体制、独立性、専門性、監査体制の整備状況、職務遂行状況、監査報酬の妥当性等を総合的に検討し、判断することとしております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、品質管理体制、独立性、専門性、監査体制の整備状況、職務遂行状況、監査報酬の妥当性等の観点から評価した結果、有限責任 あずさ監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	26		33	
連結子会社				
計	26		33	

注) 上記の他に前連結会計年度に係る追加報酬 3 百万円、当連結会計年度に係る追加報酬 6 百万円が発生していません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMGグループ) に対する報酬 (a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社				41
連結子会社				
計				41

(当連結会計年度)

当社における非監査報酬の内容は、BCPをはじめとする各種アドバイザリー業務等であります。

c. その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

該当事項はありません。

e. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決

定しております。

f．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、妥当であると判断したため、同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a．報酬の構成

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬として基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役についても、固定報酬として基本報酬及び株式報酬を支払うこととしております。当該方針は、取締役会の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。

b．決定プロセス

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役CEOである鶴岡裕太がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の職責、貢献度及び執行状況並びに会社の業績や経済状況を踏まえて決定しております。委任した理由は、当社の業績等を踏まえ各取締役の評価を行うには代表取締役CEOが適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役CEOによって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役CEOは、当該答申の内容を踏まえ決定をしなければならないこととしております。

なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議することとしております。

指名・報酬委員会は、取締役会決議により選任された3名の取締役で構成し、その過半数は社外取締役としております。指名・報酬委員会の構成は次のとおりです。

委員長：社外取締役 志村正之
委員：代表取締役 鶴岡裕太
委員：社外取締役 松崎みさ

なお、当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2022年3月23日開催の取締役会において、指名・報酬委員会の答申を踏まえた上で代表取締役CEOに一任する旨を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

c．役員の報酬等に関する株主総会決議

取締役の報酬等の額は、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と定められております。

また、2021年3月25日開催の第8期定時株主総会において、当社の取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当制度による報酬は、上記の取締役報酬である300百万円とは別枠で、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の総額を年額500百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）としております。

監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。監査役の報酬額は、2022年3月23日開催の第9期定時株主総会において年額30百万円以内と定められております。

本書提出日現在において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役4名、監査役3名であります。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬	非金銭報酬	
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	52	37	14	2
監査役 (社外監査役を除く。)				
社外取締役	16	12	4	3
社外監査役	19	19		4

- (注) 1. 上記には、2023年3月24日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
2. 上記には、2022年3月23日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任中の報酬等の額を含んでおります。
3. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式報酬)は、当期の費用計上額を記載しております。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の株式については、社内規程に基づき取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得是非を判断すると共に、定期的に保有継続の合理性を検証しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計 額(百万円)
非上場株式	2	19
非上場株式以外の株式	1	20

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式			
非上場株式以外の株式			

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式		
非上場株式以外の株式		

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年1月1日から2022年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入すると同時に、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,053	22,344
有価証券	-	66
未収入金	6,631	7,977
その他	843	687
貸倒引当金	95	130
流動資産合計	31,433	30,946
固定資産		
有形固定資産		
建物	138	100
減価償却累計額	74	100
建物(純額)	63	-
その他	112	80
減価償却累計額	74	80
その他(純額)	37	-
有形固定資産合計	101	-
無形固定資産		
その他	3	-
無形固定資産合計	3	-
投資その他の資産		
投資有価証券	183	39
その他	270	293
投資その他の資産合計	453	332
固定資産合計	558	332
資産合計	31,991	31,278

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	12,745	11,771
営業預り金	3,707	5,468
チャージバック引当金	16	9
契約負債	-	50
その他	353	420
流動負債合計	16,823	17,720
固定負債		
その他	61	57
固定負債合計	61	57
負債合計	16,885	17,777
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,552	8,614
新株式申込証拠金	-	0
資本剰余金	7,362	7,424
利益剰余金	813	2,545
自己株式	-	0
株主資本合計	15,102	13,494
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3	6
その他の包括利益累計額合計	3	6
純資産合計	15,105	13,501
負債純資産合計	31,991	31,278

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)		当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)	
売上高		9,931	1	9,739
売上原価		4,307		5,002
売上総利益		5,623		4,737
販売費及び一般管理費	2	6,601	2	6,245
営業損失()		977		1,508
営業外収益				
受取利息		0		0
受取手数料		20		12
講演料等収入		1		3
助成金収入		1		2
その他		1		2
営業外収益合計		24		20
営業外費用				
支払利息		-		0
為替差損		-		2
株式交付費		3		1
コミットメントフィー		4		3
その他		-		0
営業外費用合計		7		7
経常損失()		960		1,495
特別損失				
減損損失		-	3	157
投資有価証券評価損	4	258	4	83
特別損失合計		258		240
税金等調整前当期純損失()		1,218		1,735
法人税、住民税及び事業税		4		4
過年度法人税等戻入額		25		-
法人税等調整額		3		7
法人税等合計		24		3
当期純損失()		1,194		1,732
親会社株主に帰属する当期純損失()		1,194		1,732

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
当期純損失()	1,194	1,732
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4	3
その他の包括利益合計	4	3
包括利益	1,189	1,729
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,189	1,729

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	8,513	7,323	380	16,218	0	0	16,217
当期変動額							
新株の発行	38	38		77			77
親会社株主に帰属する 当期純損失()			1,194	1,194			1,194
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					4	4	4
当期変動額合計	38	38	1,194	1,116	4	4	1,112
当期末残高	8,552	7,362	813	15,102	3	3	15,105

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	新株式申込 証拠金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	8,552	-	7,362	813	-	15,102	3	3	15,105
当期変動額									
新株の発行	62	0	62			124			124
自己株式の取得					0	0			0
親会社株主に帰属する 当期純損失()				1,732		1,732			1,732
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)							3	3	3
当期変動額合計	62	0	62	1,732	0	1,607	3	3	1,604
当期末残高	8,614	0	7,424	2,545	0	13,494	6	6	13,501

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	1,218	1,735
減価償却費	45	49
減損損失	-	157
株式報酬費用	11	42
投資有価証券評価損益(は益)	258	83
貸倒引当金の増減額(は減少)	33	35
チャージバック引当金の増減額(は減少)	6	7
受取利息	0	0
受取手数料	20	12
支払利息	-	0
株式交付費	3	1
未収入金の増減額(は増加)	1,645	1,357
営業未払金の増減額(は減少)	3,756	973
営業預り金の増減額(は減少)	1,118	1,760
その他	370	163
小計	1,977	1,793
利息の受取額	0	0
手数料の受取額	6	23
利息の支払額	-	0
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	201	63
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,782	1,706
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	20	28
無形固定資産の取得による支出	1	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	21	28
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	21	26
自己株式の取得による支出	-	0
新株式申込証拠金の払込による収入	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	21	26
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,782	1,708
現金及び現金同等物の期首残高	22,271	24,053
現金及び現金同等物の期末残高	24,053	22,344

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

PAY株式会社

前連結会計年度において連結子会社でありましたBASE BANK株式会社は、2022年1月1日付でBASE株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年～6年

その他 4年～20年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

特許権 8年

商標権 10年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

チャージバック引当金

第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来、クレジットカード会社が当社に対して代金返還請求または支払拒否がされ、その代金をショップの不正な売上請求や倒産等によってショップから回収できないと見込まれる損失額をチャージバック引当金として計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（BASE事業）

主な収益はBASEショップの決済額に対して発生する決済手数料及びサービス利用料であります。購入者がショップの商品を購入し決済が完了した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料等を収益として認識しております。また、月額有料プランにおける月額固定のサービス利用料については、契約期間にわたってサービスを提供することで履行義務が充足することから一定期間にわたって収益を計上しております。

なお、取引の対価は利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により、概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

（PAY事業）

主な収益はPAY.JP加盟店の決済額に対して発生する決済手数料であります。購入者が加盟店（顧客）のWEBサービスやネットショップにおいて決済手段を利用した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識しております。

なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内に支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

外貨建有価証券(その他有価証券)は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

投資有価証券の評価

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
投資有価証券(非上場株式)	183 百万円	19 百万円
投資有価証券評価損	258 百万円	83 百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

非上場株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行っておりますが、回復可能性が十分に見込まれる場合には、減損処理を行わないことがあります。実質価格が、当連結会計年度末日において維持されているか否かを評価する際には、個別投資先ごとに入手し得る直近の実績データを収集し、業績悪化の程度や資金調達の状況を踏まえて、投資先の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

主要な仮定

非上場株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の投資先の業績が見積りと異なる場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当該会計基準の適用が連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

また、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「助成金収入」(前連結会計年度1百万円)は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

(連結貸借対照表関係)

当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行5行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
当座借越極度額の総額	11,000百万円	11,000百万円
コミットメントラインの総額	1,000百万円	1,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	12,000百万円	12,000百万円

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
給料手当	1,259百万円	1,687百万円
広告宣伝費	2,557 "	1,264 "
外注費	423 "	690 "
貸倒引当金繰入額	55 "	48 "
チャージバック引当金繰入額	6 "	7 "

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示しておりませんでした「外注費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より主要な費目としております。

3 減損損失

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要及び減損損失の金額

場所	用途	種類	金額(百万円)
東京都港区	事業用資産	建物	38
		その他(工具器具備品)	40
		無形固定資産	2
		投資その他の資産	76
合計			157

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計の区分に従って資産のグルーピングを行っております。当連結会計年度において、今後の業績見通し等を勘案した結果、将来キャッシュ・フローによって対象資産グループの帳簿価額を回収できないと判断しました。対象資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスのため、0円として算定しております。

4 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4百万円	5百万円
組替調整額	- "	- "
税効果調整前	4 "	5 "
税効果額	- "	2 "
その他有価証券評価差額金	4 "	3 "
その他の包括利益合計	4 "	3 "

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	21,939,400	89,561,349	-	111,500,749

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

株式分割による増加	87,816,800株
新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	1,718,800株
譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加	25,749株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第3回新株予約権						
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第7回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計							

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	111,500,749	2,143,044	11,829	113,631,964

(変動事由の概要)

普通株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加	1,934,000株
譲渡制限付株式報酬としての新株の発行による増加	209,044株
自己株式の消却による減少	11,829株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	-	11,843	11,829	14

(変動事由の概要)

普通株式の増減数の主な内訳は、次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加	11,829株
単元未満株式の買取による増加	14株
自己株式の消却による減少	11,829株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第3回新株予約権						
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第5回ストック・オプションとしての新株予約権						
	第6回ストック・オプションとしての新株予約権						
合計							

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
現金及び預金	24,053百万円	22,344百万円
現金及び現金同等物	24,053百万円	22,344百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、運転資金及び設備投資資金に関しては、主に銀行借入や新株発行により必要な資金を調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、そのほとんどがクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。

有価証券及び投資有価証券は取引先企業との資本業務提携等に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金及び営業預り金は、短期的に決済されるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、取引先に対する未収入金が発生した場合には、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握する等の方法により、リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、手許流動性について早期把握やリスク軽減に向けた管理をしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、「未収入金」、「営業未払金」、「営業預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2021年12月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	2021年12月31日
非上場株式等	183

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価の対象に含めておりません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券	66	66	-
(2) 投資有価証券	20	20	-
資産計	86	86	-

(1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため、「未収入金」、「営業未払金」、「営業預り金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等は、上表「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2022年12月31日)
非上場株式等	19

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	24,053	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	57	-	-
未収入金	6,631	-	-	-
合計	30,685	-	-	-

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,344	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	66	-	-	-
未収入金	7,977	-	-	-
合計	30,389	-	-	-

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する

レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
 当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	時価			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20	-	-	20
社債	-	-	66	66
合計	20	-	66	86

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年12月31日)

該当事項はありません。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債は、市場価格がないため、発行会社のモニタリングを基に適切な評価技法により算定しており、レベル3に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

a. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

	有価証券及び投資有価証券(百万円)
期首残高	57
当期の損益又はその他の包括利益 その他の包括利益に計上()	8
期末残高	66

連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

b. 時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、時価を測定及び分析しております。また時価の測定結果については適切な責任者が承認しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2021年12月31日)

投資有価証券(連結貸借対照表計上額183百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2022年12月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	66	52	13
その他	-	-	-
小計	66	52	13
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	20	23	2
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	20	23	2
合計	86	75	10

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について258百万円(その他有価証券の株式258百万円)、当連結会計年度において、有価証券について83百万円(その他有価証券の株式83百万円)減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年10月30日取締役会 第1回新株予約権	2015年9月30日取締役会 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2 当社従業員6	当社取締役3 当社従業員26
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 1,560,000	普通株式 1,284,000
付与日	2014年12月1日	2015年10月8日
権利確定条件(注)2	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2016年10月31日 至 2024年10月30日	自 2017年10月1日 至 2025年9月30日

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2017年11月30日取締役会 第3回新株予約権	2017年12月14日取締役会 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者1	当社取締役3 当社従業員78
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 530,000	普通株式 6,000,000
付与日	2017年12月1日	2017年12月26日
権利確定条件(注)2	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年12月1日 至 2027年11月30日	自 2019年12月15日 至 2027年12月14日

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年3月30日取締役会 第5回新株予約権	2019年2月27日取締役会 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1 当社従業員20	当社取締役1 当社従業員5
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 1,000,000	普通株式 494,000
付与日	2018年4月2日	2019年2月28日
権利確定条件(注)2	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年3月31日 至 2028年3月30日	自 2021年2月28日 至 2029年2月27日

会社名	提出会社
決議年月日	2019年3月14日取締役会 第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員1
株式の種類及び付与数(株)(注)1	普通株式 26,000
付与日	2019年3月15日
権利確定条件(注)2	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2021年3月15日 至 2029年3月14日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、2019年8月31日付株式分割(1株につき400株の割合)、2021年4月1日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 新株予約権割当契約において、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ行使することができる旨及び上場日以降段階的に権利行使が可能となる旨の定めがあります。

(2) ストック・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年12月期)において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション及び自社株式オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年 10月30日 取締役会 第1回 新株予約権	2015年 9月30日 取締役会 第2回 新株予約権	2017年 11月30日 取締役会 第3回 新株予約権	2017年 12月14日 取締役会 第4回 新株予約権	2018年 3月30日 取締役会 第5回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	200,000	236,000	-	1,358,000	240,000
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	8,000	16,000
権利確定	200,000	236,000	-	1,350,000	224,000
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	198,000	108,000	530,000	1,718,000	494,000
権利確定	200,000	236,000	-	1,350,000	224,000
権利行使	134,000	198,000	-	1,406,000	82,000
失効	-	-	-	-	-
未行使残	264,000	146,000	530,000	1,662,000	636,000

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年 2月27日 取締役会 第6回 新株予約権	2019年 3月14日 取締役会 第7回 新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	88,000	8,000
付与	-	-
失効	-	8,000
権利確定	88,000	-
未確定残	-	-
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	150,000	6,000
権利確定	88,000	-
権利行使	108,000	6,000
失効	-	-
未行使残	130,000	-

(注) 2019年8月31日付株式分割(1株につき400株の割合)、2021年4月1日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2014年 10月30日 取締役会 第1回 新株予約権	2015年 9月30日 取締役会 第2回 新株予約権	2017年 11月30日 取締役会 第3回 新株予約権	2017年 12月14日 取締役会 第4回 新株予約権	2018年 3月30日 取締役会 第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	14	14	14	14	14
行使時平均株価(円)	280	301		321	349
付与日における公正な 評価単価(円)					

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	2019年 2月27日 取締役会 第6回 新株予約権	2019年 3月14日 取締役会 第7回 新株予約権
権利行使価格(円)	14	14
行使時平均株価(円)	444	305
付与日における公正な 評価単価(円)		

(注) 2019年8月31日付株式分割(1株につき400株の割合)、2021年4月1日付株式分割(1株につき5株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権から第7回新株予約権の付与日において、当社は未公開企業であるため、当該ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基準となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|--------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 747百万円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 600百万円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年12月31日)	当連結会計年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	1,205百万円	1,593百万円
貸倒引当金	29 "	41 "
チャージバック引当金	5 "	2 "
未払事業税	8 "	12 "
減損損失	- "	49 "
ソフトウェア	33 "	96 "
資産除去債務	16 "	16 "
投資有価証券評価損	79 "	104 "
その他	9 "	20 "
繰延税金資産小計	1,387百万円	1,937百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	1,205 "	1,593 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	182 "	344 "
評価性引当額小計(注) 1	1,387 "	1,937 "
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	7百万円	- 百万円
その他有価証券評価差額金	1 "	4 "
繰延税金負債合計	9 "	4 "
繰延税金資産純額(は負債)	9百万円	4百万円

(注) 1. 評価性引当額が550百万円増加しております。主な増加の内容は税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が388百万円増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	-	134	18	1,052	1,205
評価性引当額	-	-	-	134	18	1,052	1,205
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2022年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金()	-	-	134	18	372	1,067	1,593
評価性引当額	-	-	134	18	372	1,067	1,593
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

当社は、2021年11月11日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるBASE BANK株式会社を吸収合併することを決議し、2022年1月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 BASE BANK株式会社

事業の内容 各種債権の売買その他金融事業

企業結合日

2022年1月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社、BASE BANK株式会社を消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

BASE株式会社

その他取引の概要に関する事項

当社グループにおける経営資源の集約及び業務の効率化を図ることを目的として、BASE BANK株式会社を吸収合併することといたしました。なお、本合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、合併に際して株式の割当て、その他の対価の交付は行いません。

(2)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであり
 ます。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(連結財務諸表作成のための基
 本となる重要な事項) 4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり
 であります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年
 度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関
 する情報

契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
契約負債	-	50

(注)契約負債は、主に月額有料プランに関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されま
 ず。

また、当連結会計年度に開始したサービスのため、期首現在の契約負債残高はありません。

残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行
 義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象になっているものであります。

当社グループは「BASE事業」「PAY事業」「その他事業」の3つを報告セグメントとしております。

「BASE事業」は、誰でも簡単にネットショップが作成できるネットショップ作成サービス「BASE」を提供しております。「PAY事業」は、Webサービスや既存のネットショップにオンライン決済を簡単に導入できる「PAY.JP」を展開しております。「その他事業」は、当社連結子会社であるBASE BANK株式会社において、「BASE」を利用するショップオーナーから将来発生する債権を買い取るにより事業資金を提供する、資金調達サービス「YELL BANK」等のサービスを展開しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	合計 (注) 2
	BASE事業	PAY事業	その他事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	8,420	1,448	62	9,931	-	9,931
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	8,420	1,448	62	9,931	-	9,931
セグメント損失()	703	38	52	794	182	977
セグメント資産	28,039	3,778	155	31,973	17	31,991
その他の項目						
減価償却費	45	-	-	45	-	45
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	27	-	-	27	-	27

(注) 1. セグメント損失()の調整額 182百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額17百万円は、セグメント間債権の相殺消去 165百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産183百万円であります。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	合計 (注)2
	BASE事業	PAY事業	その他事業	計		
売上高						
一時点で移転される財又はサービス	7,290	2,074	8	9,372	-	9,372
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	167	27	-	195	-	195
顧客との契約から生じる収益	7,457	2,102	8	9,567	-	9,567
その他の収益	36	1	133	171	-	171
外部顧客への売上高	7,494	2,103	141	9,739	-	9,739
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	7,494	2,103	141	9,739	-	9,739
セグメント損失()	1,150	46	31	1,227	280	1,508
セグメント資産	25,242	5,552	376	31,171	107	31,278
その他の項目						
減価償却費	49	-	-	49	-	49
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	26	-	-	26	-	26

(注) 1. セグメント損失()の調整額 280百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. セグメント資産の調整額107百万円は、セグメント間債権の相殺消去 46百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産153百万円であります。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	BASE事業	PAY事業	その他事業	計		
減損損失	157	-	-	157	-	157

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	鶴岡 裕太	東京都渋谷区	-	当社代表取締役	(被所有)直接 14.4%	当社代表取締役	ストック・オプションの行使 (注)	11	-	-

(注) 当連結会計年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	鶴岡 裕太	東京都渋谷区	-	当社代表取締役	(被所有)直接 14.9%	当社代表取締役	ストック・オプションの行使 (注)	11	-	-

(注) 当連結会計年度のストック・オプションの権利行使による払込金額を記載しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり純資産額	135.48円	118.81円
1株当たり当期純損失()	10.80円	15.46円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	-円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 2021年2月10日開催の取締役会決議により、2021年4月1日付で普通株式1株につき5株とする株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失()を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当連結会計年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	1,194	1,732
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	1,194	1,732
普通株式の期中平均株式数(株)	110,587,393	112,052,436
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
(うち新株予約権(株))	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,512	4,807	7,099	9,739
税金等調整前四半期(当期)純損失 (百万円) ()	299	920	1,215	1,735
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 (百万円) ()	299	921	1,216	1,732
1株当たり四半期(当期)純損失 (円) ()	2.68	8.24	10.88	15.46

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失 (円) ()	2.68	5.56	2.64	4.58

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,344	21,468
有価証券	-	66
貯蔵品	-	2
前払費用	458	294
未収入金	1 3,553	3,313
その他	1 395	1 390
貸倒引当金	86	96
流動資産合計	27,664	25,440
固定資産		
有形固定資産		
建物	63	-
工具、器具及び備品	37	-
有形固定資産合計	101	-
無形固定資産		
特許権	2	-
商標権	0	-
ソフトウェア	0	-
無形固定資産合計	3	-
投資その他の資産		
投資有価証券	183	39
関係会社株式	167	46
長期前払費用	24	48
敷金及び保証金	245	245
投資その他の資産合計	620	379
固定資産合計	725	379
資産合計	28,390	25,819

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	1 337	313
未払費用	1	3
契約負債	-	50
未払法人税等	-	45
営業未払金	12,745	11,771
営業預り金	55	34
預り金	17	33
チャージバック引当金	16	9
流動負債合計	13,175	12,260
固定負債		
繰延税金負債	9	4
資産除去債務	52	52
固定負債合計	61	57
負債合計	13,237	12,317
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,552	8,614
新株式申込証拠金	-	3 0
資本剰余金		
資本準備金	7,362	62
その他資本剰余金	-	7,362
資本剰余金合計	7,362	7,424
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	766	2,545
利益剰余金合計	766	2,545
自己株式	-	0
株主資本合計	15,149	13,494
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	6
評価・換算差額等合計	3	6
純資産合計	15,152	13,501
負債純資産合計	28,390	25,819

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
売上高	8,420	7,635
売上原価	3,002	3,117
売上総利益	5,417	4,518
販売費及び一般管理費	2 6,296	2 5,979
営業損失()	879	1,461
営業外収益		
受取利息	1 2	1 2
受取手数料	20	12
助成金収入	1	2
講演料等収入	1	3
その他	0	2
営業外収益合計	26	22
営業外費用		
支払利息	-	0
為替差損	-	2
株式交付費	3	1
コミットメントフィー	4	3
その他	-	0
営業外費用合計	7	7
経常損失()	860	1,446
特別損失		
減損損失	-	3 157
投資有価証券評価損	4 258	4 83
関係会社株式評価損	5 53	5 95
特別損失合計	311	336
税引前当期純損失()	1,172	1,782
法人税、住民税及び事業税	3	3
過年度法人税等戻入額	25	-
法人税等調整額	3	7
法人税等合計	25	3
当期純損失()	1,147	1,779

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	8,513	-	7,323	-	7,323
当期変動額					
新株の発行	38		38		38
自己株式の取得					
準備金から剰余金への振替					
当期純損失()					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	38	-	38	-	38
当期末残高	8,552	-	7,362	-	7,362

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	380	380	-	16,218	0	0	16,217
当期変動額							
新株の発行				77			77
自己株式の取得				-			-
準備金から剰余金への振替				-			-
当期純損失()	1,147	1,147		1,147			1,147
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					4	4	4
当期変動額合計	1,147	1,147	-	1,069	4	4	1,065
当期末残高	766	766	-	15,149	3	3	15,152

当事業年度(自 2022年 1月 1日 至 2022年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		
			資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	8,552	-	7,362	-	7,362
当期変動額					
新株の発行	62	0	62		62
自己株式の取得					
準備金から剰余金への振替			7,362	7,362	-
当期純損失()					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	62	0	7,300	7,362	62
当期末残高	8,614	0	62	7,362	7,424

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	766	766	-	15,149	3	3	15,152
当期変動額							
新株の発行				124			124
自己株式の取得			0	0			0
準備金から剰余金への振替				-			-
当期純損失()	1,779	1,779		1,779			1,779
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					3	3	3
当期変動額合計	1,779	1,779	0	1,654	3	3	1,651
当期末残高	2,545	2,545	0	13,494	6	6	13,501

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産時直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4年～6年
工具、器具及び備品	4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

特許権	8年
商標権	10年
ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)

3 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) チャージバック引当金

第三者によるクレジットカードの不正利用等の理由で、将来、クレジットカード会社が当社に対して代金返還請求または支払拒否がされ、その代金をショップの不正な売上請求や倒産等によってショップから回収できないと見込まれる損失額をチャージバック引当金として計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(BASE事業)

主な収益はBASEショップの決済額に対して発生する決済手数料及びサービス利用料であります。購入者が

ショップの商品を購入し決済が完了した時点で履行義務が充足されるものと認識し、決済額に一定の料率を乗じた手数料等を収益として認識しております。また、月額有料プランにおける月額固定のサービス利用料については、契約期間にわたってサービスを提供することで履行義務が充足することから一定期間にわたって収益を計上しております。

6 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

外貨建有価証券(其他有価証券)は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における其他有価証券評価差額金に含めております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 関係会社株式の評価

当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
関係会社株式	167 百万円	46 百万円
関係会社株式評価損	53 百万円	95 百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 算出方法

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の評価は、実質価額を帳簿価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額が著しく低下した場合には、相当の減損処理を行っておりますが、回復可能性が十分に見込まれる場合には、減損処理を行わないことがあります。超過収益力が当事業年度末日において維持されているか否かを評価する際には、直近の実績データを収集し、関係会社の事業計画の達成状況や市場環境等を総合的に評価して判断しております。

なお、当事業年度にPAY株式会社の株式について実質価格まで減額し、95百万円の減損損失を計上していません。

b. 主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、各銘柄の取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。

c. 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際の関係会社の業績が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 市場価格のない株式の評価

当事業年度の財務諸表に計上した市場価格のない株式の金額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
投資有価証券(非上場株式)	183 百万円	19 百万円
投資有価証券評価損	258 百万円	83 百万円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表等「注記事項(重要な会計上の見積り) 投資有価証券の評価の(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に記載した事項と同一であるため、記載を省略しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当該会計基準の適用が財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「助成金収入」(前事業年度1百万円)は、当事業年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
短期金銭債権	151百万円	46百万円
短期金銭債務	13 "	- "

2 当座借越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため、取引銀行5行との間で当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座借越極度額の総額	11,000百万円	11,000百万円
コミットメントラインの総額	1,000百万円	1,000百万円
借入実行残高	- 百万円	- 百万円
差引額	12,000百万円	12,000百万円

なお、上記の当座借越契約及びコミットメントライン契約については、以下の財務制限条項が付されております。(契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。)

各事業年度の決算期及び中間決算期のいずれかの末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額が、2019年12月期の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の70%未満とならないこと。

3 新株式申込証拠金は次のとおりであります。

前事業年度(2021年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年12月31日)

株式の発行数	30,000
資本金増加の日	2023年1月6日及び2023年3月3日
資本準備金に繰入れる予定の金額	0百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業取引以外の取引による取引高	2百万円	2百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
広告宣伝費	2,557百万円	1,260百万円
販売促進費	643 "	405 "
貸倒引当金繰入額	52 "	13 "
チャージバック引当金繰入額	6 "	7 "
給料手当	1,091 "	1,568 "
外注費	407	664
減価償却費	45 "	49 "
おおよその割合		
販売費	51%	28%
一般管理費	49 "	72 "

(表示方法の変更)

前事業年度において、主要な費目として表示しておりませんでした「外注費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より主要な費目としております。

3 減損損失

「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表注記事項(連結損益計算書関係)」に記載しているため、注記を省略しております。

4 投資有価証券評価損

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社が保有する「投資有価証券」に区分される有価証券のうち実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

5 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社連結子会社であるBASE BANK株式会社の株式に係る評価損であります。

当事業年度(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)

当社連結子会社であるPAY株式会社の株式に係る評価損であります。

(有価証券関係)

前事業年度(2021年12月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2021年12月31日)
子会社株式	167
計	167

当事業年度(2022年12月31日)

子会社株式は、市場価格がない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位:百万円)

区分	当事業年度 (2022年12月31日)
子会社株式	46
計	46

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	997百万円	1,436百万円
貸倒引当金	26 "	29 "
チャージバック引当金	5 "	2 "
未払事業税	8 "	12 "
減損損失	- "	49 "
ソフトウェア	33 "	96 "
資産除去債務	16 "	16 "
投資有価証券評価損	79 "	104 "
関係会社株式評価損	178 "	154 "
その他	9 "	20 "
繰延税金資産小計	1,355百万円	1,923百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	997 "	1,436 "
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	357 "	486 "
評価性引当額小計	1,355 "	1,923 "
繰延税金資産合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	7百万円	- 百万円
その他有価証券評価差額金	1 "	4 "
繰延税金負債合計	9 "	4 "
繰延税金資産純額(は負債)	9百万円	4百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

連結財務諸表等の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	63	-	38 (38)	25	-	100
	工具、器具及び備品	37	26	40 (40)	23	-	80
	計	101	26	78 (78)	48	-	180
無形固定資産	特許権	2	-	2 (2)	0	-	-
	商標権	0	-	0 (0)	0	-	-
	ソフトウェア	0	-	0 (0)	0	-	-
	計	3	-	2 (2)	0	-	-

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品 社員増加に伴うPC購入

23百万円

2. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	86	92	82	96
チャージバック引当金	16	9	16	9

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年 1 月 1 日から12月31日まで
定時株主総会	毎年 3 月
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年 6 月30日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ 信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞社に掲載する方法により行います。 公告掲載URL : https://binc.jp/ir/announce
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利

 会社法第166条第 1 項の規定により請求する権利

 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第9期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）2022年3月24日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年3月24日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第10期第1四半期（自 2022年1月1日 至 2022年3月31日）2022年5月12日 関東財務局長に提出。

第10期第2四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）2022年8月4日 関東財務局長に提出。

第10期第3四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日）2022年11月8日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2022年3月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

譲渡制限付株式報酬制度に伴う株式の発行 2022年4月14日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月24日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山根 洋人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有吉 真哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているBASE株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BASE株式会社及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

BASE事業における売上高の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高9,739百万円のうち7,494百万円は、Eコマースプラットフォームを顧客（ショップ）に提供しているBASE事業によるものであり、連結売上高の約77%を占めている。</p> <p>連結財務諸表注記「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、購入者がショップの商品を購入し決済が完了した時点で履行義務が充足され、決済額に一定の料率を乗じた手数料を収益として認識している。</p> <p>Eコマースプラットフォームは、BASEシステム（以下「基幹システム」という。）により運営され、ネットショップ作成サービス及び商品が購入できるショッピングアプリ等が顧客（ショップ）に提供される。</p> <p>BASE事業の売上高は、主に商品の決済額に決済手段ごとの料率等を乗じた決済手数料（サービス利用料を含む。）及び顧客（ショップ）からの決済額の引出申請に関する手数料である。これらの金額は、基幹システムに集計されたデータを基に算出される。</p> <p>当監査法人は、BASE事業における決済手数料及び引出申請に関する手数料に対する売上高は、その金額的重要性が高く、かつ、基幹システムに高度に依拠して計算されるため、その正確性が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、BASE事業における売上高の正確性を検討するため、当監査法人内のITに係る専門家による検討を含め、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>BASE事業の売上高計算に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性について主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> IT全般統制の有効性を評価するため、変更管理、アクセス管理、IT運用管理について、システム管理者に質問するとともに、関連文書を閲覧した。 ITシステムによる自動化された業務処理統制を理解するため、システム管理者への質問又はプログラム仕様書等の閲覧を実施した。また、基幹システムにおいて、決済金額や引出申請に対し手数料が自動計算される内部統制に焦点を当てて評価した。 <p>（2）売上高の正確性の検討</p> <p>BASE事業における上記の基幹システムにおける内部統制の評価を踏まえ売上高の正確性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 決済手数料について、主要な決済手段ごとの決済手数料率等を基にした監査人の売上高計上額の予測値を算定し、会社の売上高計上額と比較した。予測値の算定に当たっては、売上高の前提となる決済額について各月の決済データの正確性を検証した。 引出申請手数料について、引出申請額に対する手数料額の計算の正確性を検証するとともに、各月の出金額明細データについて、サンプリングにより正確性を検証した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、BASE株式会社の2022年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、BASE株式会社が2022年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 3月24日

BASE株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山根 洋人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 有吉 真哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているBASE株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BASE株式会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

BASE事業における売上高の正確性

財務諸表の監査報告書に記載すべき監査上の主要な検討事項「BASE事業における売上高の正確性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「BASE事業における売上高の正確性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書では、これに関する記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。